昭和四十二年法律第百四十九号

目次 化に関する法律 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

第 一章 総則(第一条・第二条

第一 二章 液化石油ガス販売事業(第三条―第1 十六条の三)

第三章の二 第三章 保安業務(第二十七条—第三十五条の 液化石油ガス販売事業者の認定

第四 (第三十五条の六―第三十五条の 3

貯蔵施設等及び充てんのため (第三十六条—第三十八条) の設備

第四章の二

液化石油ガス設備工事

第一節 第 一節 液化石油ガス設備工事(第三十八条 指定試験機関(第三十八条の十四 の二―第三十八条の十三)

第五章 第 節 液化石油ガス器具等 販売及び表示の制限 第三十八条の二十八) (第三十九条・

第三節 第二節 検査機関の登録(第五十一条―第五 事業の届出等(第四十一条—第五十 第四十条)

第四節 国内登録検査機関(第五十五条—第 十四条)

第五節 外国登録検査機関(第六十三条・第 六十二条) 六十四条)

第六節 災害防止命令(第六十五条—第八十 条)

附則 第七章 第六章 罰則(第九十六条—第百四条) 雑則(第八十一条―第九十五条の二)

章 総則

第一条 この法律は、一般消費者等に対する液化 取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進する び販売等を規制することにより、液化石油ガス 石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及 ことを目的とする。 による災害を防止するとともに液化石油ガスの

第二条 この法律において「液化石油ガス」と 水素を主成分とするガスを液化したもの(その プロパン、ブタンその他政令で定める炭化

> 化装置内において気化したものを含む。)をい 充てんされた容器内又はその容器に附属する気

2 この法律において「一般消費者等」とは、 が一般消費者が燃料として生活の用に供する場 化石油ガスを燃料(自動車用のものを除く。 をいう。 合に類似している者であつて政令で定めるもの する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様 下この項において同じ。)として生活の用に供 以液 2

4 この法律において「供給設備」とは、液化石 給のための設備(船舶内のものを除く。)及び 油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供 号)第二条第二項のガス小売事業及び同条第五 事業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一 とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する 項の一般ガス導管事業を除く。)をいう。 この法律において「液化石油ガス販売事業.

5 の登録を受けた者が一般消費者等に販売する液油ガス販売事業を行うことについて次条第一項 いう。 に該当するもの及び船舶内のものを除く。)を 化石油ガスに係る消費のための設備(供給設備 ものをいう。 この法律において「消費設備」とは、液化石

その附属設備であつて、経済産業省令で定める

兀

6 る者をいう。 は、液化石油ガス設備士免状の交付を受けてい この法律において「液化石油ガス設備士」と

は、主として一般消費者等が液化石油ガスを消 に用いられるものを含む。)であつて、政令で (一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給 費する場合に用いられる機械、器具又は材料 定めるものをいう。 この法律において「液化石油ガス器具等」と

8 等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみ が多いと認められる液化石油ガス器具等であつ て特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれ て、 この法律において「特定液化石油ガス器具 政令で定めるものをいう。

第二章 液化石油ガス販売事業

(事業の登録)

第三条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者 売所を設置してその事業を行おうとする場合に 済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販 してその事業を行おうとする場合にあつては経 は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置

県知事(一の指定都市(地方自治法(昭和二十 ればならない。 地を管轄する指定都市の長)の登録を受けなけ おうとする場合にあつては、当該販売所の所在 二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 区域内にのみ販売所を設置してその事業を行 項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)

事又は指定都市の長(以下「経済産業大臣等 を記載した申請書を経済産業大臣、都道府県知前項の登録を受けようとする者は、次の事項 という。)に提出しなければならない。 前項の登録を受けようとする者は、次の事 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名 販売所の名称及び所在地

う。)の位置及び構造 油ガスの貯蔵施設(以下「貯蔵施設」とい 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石

五 その販売した液化石油ガスにより一般消費 じ、その被害者に対してその損害の賠償を行者等の生命、身体又は財産について損害が生 の氏名又は名称及びその事業所の所在地 務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者 費者等について第二十七条第一項に掲げる業 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消 2

3 由を記載しなければならない。 項の申請書に記載することを要しない。この場 書の経済産業省令で定める場合にあつては、同 合において、貯蔵施設を所有又は占有しない理 前項第三号に掲げる事項は、第十一条ただし

うべき場合に備えてとるべき措置

4 の経済産業省令で定める書類を添付しなければずれにも該当しないことを誓約する書面その他 ならない。 第二項の申請書には、第四条第一項各号のい

(登録の実施)

第三条の二 経済産業大臣等は、前条第二項の登 及び登録番号を液化石油ガス販売事業者登録簿 項第一号及び第二号の事項並びに登録の年月日 より登録を拒否する場合を除くほか、前条第二 録の申請があつたときは、次条第一項の規定に に登録しなければならない。

3 何人も、経済産業大臣等に対し、液化石油ガ 2 ス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請 ばならない。 は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなけれ 経済産業大臣等は、前項の登録をしたとき

求することができる

(登録の拒否)

あつては当該販売所の所在地を管轄する都道府

第四条 経済産業大臣等は、第三条第一項の登録 同条第四項の添付書類のうちに重要な事項につ 当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは を受けようとする者が次の各号のいずれかに該 記載が欠けているときは、その登録を拒否しな いて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の ければならない。

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に けることがなくなつた日から二年を経過しな 十六年法律第二百四号)又はこれらの法律に この法律若しくは高圧ガス保安法(昭和二

三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を れ、その取消しの日から二年を経過しない者 適正に行うことができない者として経済産業 省令で定める者 第二十六条の規定により登録を取り消さ

五 第三条第二項第五号の措置が経済産業省令 に前三号のいずれかに該当する者があるもの で定める基準に適合していない者 法人であつて、その業務を行う役員のうち

知しなければならない。 理由を示して、その旨を申請者に書面により 第一項の登録を拒否したときは、同時に、その 経済産業大臣等は、前項の規定により第三条 通

第五条 削除

(登録行政庁の変更の場合における届出等)

第六条 第三条第一項の登録を受けた者(以下 登録をした経済産業大臣等に届け出なければ 臣等の登録を受けたときは、経済産業省令で定 油ガス販売事業を行おうとする場合を除く。) 油ガス販売事業者の地位を承継したことにより の登録を受けた後次の各号のいずれかに該当し めるところにより、遅滞なく、その旨を従前 において第三条第一項の規定により経済産業大 次の各号のいずれかに該当して引き続き液化石 る場合(第十条第一項の規定により他の液化石 「液化石油ガス販売事業者」という。)は、同項 て引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとす

府県又は指定都市の区域内にのみ販売所を有 することとなったとき。 経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道

- 売所を有することとなつたとき。 都道府県又は一の指定都市の区域内にのみ販 都道府県知事の登録を受けた者が他の一の
- 都道府県の区域内に販売所を有することとな 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の

2

ととなつたとき。 都市の区域以外の区域内に販売所を有するこ 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定

第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省 より公衆の閲覧に供しなければならない。 該当するものを除く。次項において同じ。)に に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に ことを目的として公衆からの求めに応じ自動的 う自動公衆送信(公衆によつて直接受信される めるところにより、電気通信回線に接続して行 業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定 事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産 公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その 令で定める様式の標識について、販売所ごとに

公衆の閲覧に供してはならない。 気通信回線に接続して行う自動公衆送信により 標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の

第八条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二 した経済産業大臣等に届け出なければならな で定めるところにより、遅滞なく、その登録を 項各号の事項を変更したときは、経済産業省令 (販売所等の変更の届出)

第九条

第十条 液化石油ガス販売事業者がその事業の全 油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、 ときは、その者)、合併後存続する法人若しく 同意により事業を承継すべき相続人を選定した 同意により事業を承継すべき相続人を選定した 続人が二人以上ある場合において、その全員の 当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相 その事業の全部を承継した法人は、その液化石 は合併により設立した法人若しくは分割により 続人が二人以上ある場合において、その全員の その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相 部を承継させるものに限る。)があつたときは、 ついて相続、合併若しくは分割(その事業の全 部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者に

産業大臣

各号のいずれかに該当するときは、この限りで 当該事業の全部を承継した法人が第四条第一項 は合併により設立した法人若しくは分割により ときは、その者)、合併後存続する法人若しく

当する場合には、自ら第三条第一項の都道府県 地位を承継した者は、次の各号のいずれかに該 各号に定める者の同項の登録を受けたものとみ 各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該 録を受けたものについて、当該承継の時に次の 都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登 知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受け た事業又は当該承継に係る事業であつて同項の 前項の規定により液化石油ガス販売事業者の

市の長の登録を受けた者の地位を承継したと た者が同項の都道府県知事の登録又は指定都 第三条第一項の経済産業大臣の登録を受け 経済産業大臣

Ŧi.

た者が次のイ又は口に掲げる者の地位を承継一第三条第一項の都道府県知事の登録を受け したとき 当該イ又は口に定める者

限る。)の長の登録を受けた者 登録に係る都道府県の区域外の指定都市に の都道府県知事の登録又は指定都市(その 第三条第一項の経済産業大臣の登録、他 経済産業 3

指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 都道府県知事 第三条第一項の指定都市(イに規定する

た者が次のイ又は口に掲げる者の地位を承継一第三条第一項の指定都市の長の登録を受け したとき 当該イ又は口に定める者 登録又は他の指定都市 (その登録に係る指域を管轄しない都道府県知事に限る。) の 市を除く。)の長の登録を受けた者 定都市と同一の都道府県の区域内の指定都 道府県知事(その登録に係る指定都市の区 第三条第一項の経済産業大臣の登録、都 経済

く。)の長の登録を受けた者 の指定都市(イに規定する指定都市を除 する都道府県知事を除く。) の登録又は他 第三条第一項の都道府県知事(イに規定 都道府県知

兀 同時に、 第三条第一項の登録を受けていない者が、 同項の経済産業大臣の登録を受けた

> 内の指定都市であるときを除く。) 経済産業とき(当該指定都市が同一の都道府県の区域 の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項 の登録を受けた二以上の者の地位を承継した あるときを除く。)、又は同項の指定都市の長 地位を承継したとき(当該都道府県が同一で 承継したとき、同項の都道府県知事の登録を 道府県の区域外の指定都市に限る。)の長の 受けた者の地位及び同項の指定都市(当該都 くは指定都市の長の登録を受けた者の地位を 者の地位及び同項の都道府県知事の登録若し

り、同一の指定都市であるときを除く。) 都道府県の区域内の指定都市であるときに限位を承継したとき(当該指定都市が同一の都指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地受けた者の地位を承継したとき、又は同項の 者の地位及び同項の指定都市(当該都道府県 道府県知事 の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を 同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた 第三条第一項の登録を受けていない者が、

ところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大 の地位を承継した者は、経済産業省令で定める 臣等に届け出なければならない。 第一項の規定により液化石油ガス販売事業者

第十二条 削除 第十一条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業 行うことができる場合等として経済産業省令で 蔵しないでその液化石油ガス販売事業を円滑に なければならない。ただし、液化石油ガスを貯 液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有し 省令で定めるところにより、自己の用に供する 定める場合にあつては、この限りでない。 (貯蔵施設)

(規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止

第十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油 る販売(液化石油ガスを一般消費者等に現に引 き渡しその消費された液化石油ガスのみについ 適合しない液化石油ガスの一般消費者等に対す ガスの規格として経済産業省令で定めるものに してはならない。 て代金を受領する販売の場合には、引渡し)を

2 ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合に 経済産業大臣等は、その登録をした液化石油

る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し 液化石油ガス販売事業者に対し、その販売に係 が発生するおそれがあると認めるときは、当該 おいて、その販売した液化石油ガスによる災害 (書面の交付) 必要な措置をとるべきことを命ずることができ

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費 交付した書面に記載した事項を変更したとき 者等と液化石油ガスの販売契約を締結したとき は、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該 は、当該変更した部分についても、同様とす 一般消費者等に交付しなければならない。当該

液化石油ガスの種類

液化石油ガスの引渡しの方法

供給設備及び消費設備の管理の方法

Ŧ. の認定を受けた者の氏名又は名称 項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項 方法及び同項第三号に規定する周知の方法 当該一般消費者等について第二十七条第一 第二十七条第一項第二号に規定する調査の

で定める事項 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令

2 各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべ各号に掲げる事項を記載した書面を再交付し、又は同項 油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合 きことを命ずることができる。 においては、当該液化石油ガス販売事業者に対 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石

たものとみなす。 化石油ガス販売事業者は、 により、一般消費者等の承諾を得て、当該書面 おいて同じ。)に代えて、政令で定めるところ よる書面の交付(再交付を含む。以下この項に であつて経済産業省令で定めるものにより提供 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法 することができる。この場合において、当該液 に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用す 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規 当該書面の交付をし %定に

第十五条 削除

(基準適合義務等)

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、その液化 施設にあつては、第三十七条の経済産業省令で 産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令 石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済 で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵

二十一条第一項及び第八十七条第二項においてこ十一条第一項及び第八十七条第二項、第定める基準に従つて液化石油ガスの販売(販売定める基準に従つて液化石油ガスの販売(販売をめる技術上の基準。第三項において同じ。)

同じ。)をしなければならない。

ように維持しなければならない。

十八条の八第一項において同じ。)に適合する十七条第一項第一号、第三十八条の二及び第三

液化石油ガスによる災害の防止に資するた

らない。 るべき事項を作成し、これを公表しなければなめ、前項の保安教育を施すに当たつて基準とな

(業務主任者)

第十九条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ご 第十九条 液化石油ガス販売主任者の職務を行わせな で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、液化石油ガス 繋務主任者のよびに入る という。)を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行わせなければならない。

様とする。

なければならない。これを解任したときも、同の旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出の旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出る。

3 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で、業務主任者の職務等)

第二十条 業務主任者は、液化石油ガスの販売に

ればならない。 2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなけ

3 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務 ならない。

(業務主任者の代理者)

第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売主任者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は経済産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を代行さいが旅行、疾病その他の事故によつてその職務を代行さい旅行、疾病を強力を受けている者で定める。

3 第一項の代理者は、業務主任者とみなする場合は、この法律及びこの法律に基づく命する場合は、この法律及びこの法律に基づく命

(業務主任者等の解任命令)

第二十二条 経済産業大臣等は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。(廃止の届出)

第二十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石はならない。

--- 夏美 ・ 友 ニューブス 豆豆豆(登録の失効)

第二十四条 液化石油ガス販売事業者が第六条に第二十四条 液化石油ガス販売事業者が第六条によいて第三条第一項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、その対している。

3 液化石油ガス販売事業者がその液化石油ガス 世等の同項の登録は、その効力を失う。 世等の同項の登録は、その効力を失う。 に、それぞれ、その者に係る従前の経済産業大府県知事の登録を受けたものとみなされたとき 定により第三条第一項の経済産業大臣又は都道 2 液化石油ガス販売事業者が第十条第二項の規

(登録の取消し等)

第二十五条 経済産業大臣等は、その登録を受け第二十五条 経済産業大臣等は、その登録を取り消すことができる。

た液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれ 第二十六条 経済産業大臣等は、その登録を受け

第五号に該当するに至つたとき。
一 第四条第一項第一号、第三号、第四号又は一部石しくは一部の停止を命ずることができる。
がに該当するときは、その登録を取り消し、又

三 第十一条、第十三条第一項、第十九条第一号から第五号までの事項を変更したとき。二 第八条の規定に違反して第三条第二項第二

反したとき。 第十一条、第十三条第一項、第十九条第一三 第十一条、第十三条第一項、第十九条第一

五 第三十七条の三第一項の規定に違反して貯条の規定による命令に違反したとき。条第三項、第十六条の二第二項又は第二十二四 第十三条第二項、第十六条の二第二項、第十六

(登録の消除)

(経済産業省令への委任)
は、その登録を消除しなければならない。
は、その登録を消除しなければならない。
を失ったとき

済産業省令で定める。 章の規定の実施に関し必要な手続的事項は、経 液化石油ガス販売事業の登録の手続その他この ののでは、 第二十六条の三 この章に規定するもののほか、

第三章 保安業務

(保安業務を行う義務)

行わなければならない。
に掲げる業務(以下「保安業務」という。)を売契約を締結している一般消費者等について次第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販

販売事業者に通知する業務販売事業者に通知する業務の上端では、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかためにとるべき措置及びその措置をとらなかためにとるべき措置及びその措置をとらなかためにとるべき措置及びその措置をとらなかためにとるべき措置及びその措置をとらないの基準に適合しないと認めるときは、遅滞なり液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供給している液化石油ガスを供入る液化石油ガスを供入している液化石油ガスを供入している液化石油がある。

五条の五の経済産業省令で定める技術上の基二 消費設備を調査し、その消費設備が第三十

に通知する業務に通知する業務には、となべき措置及びその措置をとらなかつたにとるべき措置及びその措置をとらなかつたの技術上の基準に適合するようにするため準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、

るものを周知させる業務関し必要な事項であつて経済産業省令で定めし、液化石油ガスによる災害の発生の防止に三 液化石油ガスを消費する一般消費者等に対

全部又は一部について委託しているときは、それは、 本められたとき、又は自らその事実を知った を言い、速やかにその措置を講ずることを 求められたとき、又は自らその事実を知った ときに、速やかにその措置を講ずる業務 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第 ときに、速やかにその措置を講ずる業務 が明の規定は、液化石油ガス販売事業者が第 ときに、速やかにその措置を講ずる業務 に、速やかにその措置を講ずる業務 が明の規定を受けた者(以下「保安 ときに、変やかにその場置を講びる業務 がある場合において、当該液化

い。

3 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部
い。

委託に係る一般消費者等については、適用しな

の委託している保安業務の範囲において、その

(保安業務の委託)

(二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機 関は、保安業務につき委託契約を締結するとき 関は、保安業務につき委託契約を締結するとき 関は、保安業務につき委託契約を締結するとき 関は、保安業務につき委託契約を締結するとき

実施の方法 一 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに

で定める事項 一 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令

であつて経済産業省令で定めるものにより提第三十一条
 であつて経済産業省令で定めるものにより提第三十一条
 は下あつて経済産業省令で定めるものにより提第三十一条
 は下あつて経済産業省令で定めるものにより提第三十一条
 は下あつて経済産業省令で定めるものにより提第三十一条
 は上である書画の交付に代えて、政令で定めるところに
 る者

総定)

第二十九条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安産業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事(一の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の区域内に設置される販売所の所在地を管轄する指定都市のは、当該販売所の所在地を管轄する指定都市のは、当該販売所の所在地を管轄する指定都市のとする。

前項の認定を受けようとする者は、経済産業 首令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣等に提出しなければな

は、その代表者の氏名 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

一 保安業務区分

| 保安業務を行う事業所の所在地

消費者等の数の範囲を定めてしなければならな消費者等の数の範囲を定めてしなければならな消費者等の認定の申請は、保安業務に係る一般

(欠格条項)

これ、その取消しの日から二年を経過しなこの第三十五条の三の規定により認定を取り消

規定は、第一項の認可に準用する。

第三十一条 (第三号及び第四号を除く。)

の

(保安機関の業務等)

に前三号のいずれかに該当する者があるもの四 法人であつて、その業務を行う役員のうちる者 とができない者として経済産業省令で定めとができない者として経済産業省令で定め

てはならない。 てはならない。ときでなければ、その認定をしずの認定の申請が次の各号のいずれにも適合しずの認定の申請が次の各号のいずれにも適合しました。 経済産業大臣等は、第二十九条第一

二 その呆安業务こより一段肖貴者等の主命、で定める基準に適合するものであること。 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令

早を業务以外り業务を行っているときは、 な保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそ が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそ に応じて経済産業省令で定める構成員の構成 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類

ること。 なぶ行に支障を及ぼすおそれがないものであな遂行に支障を及ぼすおそれがないものである。 保安業務以外の業務を行つているときは、

3

(保安機関の認定の更新)

第三十二条 第二十九条第一項の認定は、五年以第三十二条 第二十九条第一項の認定は、五年以前において政会で定める期間ごとにそ

第三十三条 保安機関は、その保安業務に係る一(一般消費者等の数の増加の認可等) 定は、前項の認定の更新に準用する。 定は、前項の認定の更新に準用する。

般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲 を超えて増加しようとするときは、経済産業省 令で定めるところにより、その認定をした経済の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて 等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて 等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済 により、遅滞なく、その旨をその認定をした経済

第三十四条 保安機関は、保安業務を行うべきときは、経済産業省令で定める基準に従つて、その保安業務を行わなければならない。ただし、楽務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができなの所有者又は占有者の承諾を得ることができといときは、この限りでない。

(準用規定)

3 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機て、これを他人に委託してはならない。2 保安機関は、保安業務を行うべき場合におい

関が保安業務を行うべき場合において、

とができる。い、又はその方法を改善すべきことを命ずるこい、又はその方法を改善すべきことを命ずるこきは、当該保安機関に対し、その保安業務を行とず、又はその方法が適当でないと安業務を行わず、又はその方法が適当

(保安業務規程)

第三十五条 保安機関は、保安業務に関する規程 第三十五条 保安機関は、保安業務規程」という のとするときも、同様とする。

省令で定める。 保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業

とを命ずることができる。とを命ずることができる。第一項の認可をした保安業務規程を変更すべきこ機関に対し、その保安業務規程が保安業務の適確な遂認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂認可をした経済産業大臣等は、その

(認定の取消し) (認定の取消し) (認定の取消し) (認定の現定に適合するため必要な措置をとるこれらの規定に適合するため必要な措置をとるなつたと認めるときは、その保安機関に対し、受けた保安機関が第三十一条各号に適合しなく

第三十五条の二 経済産業大臣等は、その認定を

(適合命令)

有 するに至つたとき。有 するに至つたとき。第三十五条の三 経済産業大臣等は、その認定を取り消すことができる。毎 受けた保安機関が次の各号のいずれかに該当する。

き。 業務に係る一般消費者等の数を増加したと業務に係る一般消費者等の数を増加したと二 第三十三条第一項の認可を受けないで保安

五 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務 前条の規定による命令に違反したとき。四 第三十四条第三項、第三十五条第三項又は 第三十四条第二項の規定に違反したとき。

又はその更新を受けたとき。七 不正の手段により第二十九条第一項の認定六 第八十四条第一項の条件に違反したとき。規程によらないで保安業務を行つたとき。

その保 条、第十条第二項、第二十三条及び第二十四条に保安機 のは「第二十九条第一項」と、第六条、第八口におい 用する。この場合において、第六条、第十条第口におい 用する。この場合において、第六条、第十条第一人と 第三十五条の四 第六条、第八条、第十条、第二

する第十条第二項」と読み替えるものとする。 項」とあるのは「第三十五条の四において準用 用する第六条」と、同条第二項中「第十条第二 六条」とあるのは「第三十五条の四において準 十条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは スの一般消費者等についての保安業務を行う」 れる販売所の事業として販売される液化石油ガ 各号中「販売所を有する」とあるのは「設置さ の四において準用する第十条第一項」と、同条 条中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条 ス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六 二十三条及び第二十四条第三項中「液化石油ガ 中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第 (基準適合命令) 「第三十条各号」と、第二十四条第一項中「第 「第二十九条第二項第一号及び第三号」と、第 第八条中「第三条第二項各号」とあるのは

第三十五条の五 都道府県知事又は指定都市の長 移転すべきことを命ずることができる。 合するように消費設備を修理し、改造し、 有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適 基準に適合していないと認めるときは、その所 消費設備が経済産業省令で定める技術上の · 又は 2

第三章の二 液化石油ガス販売事業者の

(保安の確保の方法等の認定)

第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者は、液 産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」 その登録をした経済産業大臣等の認定を受ける 令で定める基準に適合していることについて、 という。) の設置及び管理の方法が経済産業省 者等の保安を確保するための機器であつて経済 化石油ガスの販売契約を締結している一般消費 ことができる。

令で定める。 前項の認定に関し必要な事項は、 経済産業省

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第三十五条の七 前条第一項の認定を受けた液化 般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消 めるところにより、販売契約を締結している一 販売事業者」という。)は、経済産業省令で定 報告しなければならない。 費者等の数をその認定をした経済産業大臣等に 石油ガス販売事業者(以下「認定液化石油ガス 2

第三十五条の八 認定液化石油ガス販売事業者 (認定液化石油ガス販売事業者等に係る特例) 第十九条第一項の規定にかかわらず、選任

第三十五条の九 認定液化石油ガス販売事業者が の方法について経済産業省令で定める基準に従 すべき業務主任者の数その他業務主任者の選任 つて業務主任者を選任することができる。

ことができる。 産業省令で定める基準に従つて保安業務を行う点検の方法その他保安業務の方法について経済 十四条第一項の規定にかかわらず、供給設備の 者についての保安業務を行う保安機関は、第三 販売契約を締結している一般消費者等であつ て、保安確保機器により保安が確保されている

(認定の取消し)

第三十五条の十 経済産業大臣等は、その認定を り消さなければならない。 機器の設置及び管理の方法が第三十五条の六第 受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保 ないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取 一項の経済産業省令で定める基準に適合してい

当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内 認定液化石油ガス販売事業者に対し十日以上の をしない場合であつて、経済産業大臣等がその 販売事業者に係る認定を取り消すことができ 相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、 化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告 に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液

第四章 貯蔵施設等及び充てんのための

(貯蔵施設等の設置の許可)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する液化 設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の 石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給 第三十八条の三及び第三十八条の十において同 域内にあつては、指定都市の長。以下この章、 所在地を管轄する都道府県知事(指定都市の区 じ。)の許可を受けなければならない。 第十六条第一項の経済産業省令で定める量

設(以下この章において「貯蔵施設」とい以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施 う。)を設置しようとする者

二 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供 給しようとする者

かない市町村にあつては、市町村長。以下同 ればならない じ。) 又は消防署長の意見書を添えて行わなけ 設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給

た液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受け 施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める くは装置を変更しようとするときは、その許可 き、又は特定供給設備の位置、構造、設備若し 置、構造若しくは設備を変更しようとすると をしなければならない。 技術上の基準に適合すると認めるときは、 (変更の許可)

2 微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をそ 貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽 の許可をした都道府県知事に届け出なければな 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の

(完成検査) 第一項の許可に準用する。

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第一 出た場合は、この限りでない。 経済産業省令で定める技術上の基準に適合して 項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、 が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の ス保安法第二十条第一項ただし書の指定完成検 又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガ 当該特定供給設備につき、その許可をした都道 くは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は を設置し、若しくはその位置、構造、設備若し 貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若 査機関(以下「指定完成検査機関」という。) を使用してはならない。ただし、当該貯蔵施設 適合していると認められた後でなければ、これ 府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三 しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備 いると認められ、その旨を都道府県知事に届け -七条の経済産業省令で定める技術上の基準に

3 2 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書

(許可の基準)

第三十七条都道府県知事は、前条第一項の許可)申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵 許可

省令で定める軽微な変更をしようとするとき は、この限りでない。 ない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業 をした都道府県知事の許可を受けなければなら

3 前条の規定は、

査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令 果を都道府県知事に報告しなければならない。 の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結 で定める。 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検

3

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高圧 知事の許可を受けなければならない。 済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県 (以下「充てん設備」という。) ごとに、その経設備に液化石油ガスを充てんするための設備 る。以下この項、次条第二項及び第四項、第九 ガス保安法第二条の高圧ガスであるものに 十八条第五号並びに第九十八条の二第一号にお いて同じ。)を充てんしようとする者は、供給

3 2 場合には、その申請に係る充てん設備が経済産・都道府県知事は、前項の許可の申請があつた るときは、許可をしなければならない。 業省令で定める技術上の基準に適合すると認め

るものとする。 あるのは「第三十七条の四第二項」と、「第一 てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」と 条第二項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充 所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同 第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める とするとき、又は特定供給設備の位置、構造、 蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しよう 用する。この場合において、同条第一項中「貯 項」とあるのは「第三十七条の四第三項にお 設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の けた者(以下「充てん事業者」という。)に準 て準用する第三十七条の二第一項」と読み替え 第三十七条の二の規定は、第一項の許可を受

み替えるものとする。 条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と読 とあるのは「当該充てん設備」と、「第三十七 しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若 は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」 置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を の場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設 前条の規定は、充てん事業者に準用する。こ

(液化石油ガスの充てんの作業等)

2 第三十七条の五 充てん事業者は、その設備が前 条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準 に適合するように維持しなければならない。

てんしなければならない。 上の基準に従つて供給設備に液化石油ガスを充 充てん事業者は、経済産業省令で定める技術

又は充てんの方法が前条第二項又は前項の経済 産業省令で定める技術上の基準に適合してい 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備

ことを命ずることができる。 ことを命ずることができる。 ことを命ずることができる。 いと認めるときは、その技術上の基準に適合すいと認めるときは、その技術上の基準に適合す

5 前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省のにより、協会又は経済産業大臣が指定する養者となるのに必要な知識及び技能に関する経済産業省令で定める講習の課程を修了した者に、でんを行わせなければならない。 協会又は経済産業大臣が指定する養 おてんを行わせなければならない。

令で定める。 前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省

(保安検査)

- 準に適合しているかどうかについて行う。の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条

(許可の取消し等)

反したとき。第三十七条の五第三項の規定による命令に違第二十七条の五第三項、第十六条の二第二項又は

三項において準用する場合を含む。)の規定| 第三十七条の二第一項(第三十七条の四第

する講習の課程を修了した者

可を受けないでしたとき。により許可を受けなければならない事項を許

(経済産業省令への委任) 者等にその旨を通知しなければならない。 省令で定めるところにより、当該特定供給設備 により液化石油ガスを供給されている一般消費 により液化石油ガスを供給されている一般消費 により液化石油ガスを供給されている一般消費 により、当該特定供給設備 給設備の使用の停止を命ずるときは、経済産業 に経済産業省令への委任)

は、経済産業省令で定める。他この章の規定の実施に関し必要な手続的事項施設の設置の許可の手続、完成検査の手続その第三十八条 この章に規定するもののほか、貯蔵

第一節 液化石油ガス設備工事第四章の二 液化石油ガス設備工事

(基準適合義務)

(液化石油ガス設備工事の届出)

第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住するところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県の事に届け出なければならない。

該当する者でなければ、その交付を受けること2 液化石油ガス設備士免状は、次の各号の一に道府県知事が交付する。

ス設備士となるのに必要な知識及び技能に関ニー 液化石油ガス設備士試験に合格した者 施会又は経済産業大臣が指定する養成施設 ができない。

て買り見ごにてり抜い「由げへ设備」は代記に対しては、液化石油ガス設備士免状の交付を記されている。 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者

ない者 の返納を命ぜられ、その日から一年を経過し 次項の規定により液化石油ガス設備士免状

この法律、高圧ガス保安法若しくは特定ガニ この法律、高圧ガス保安法者しくは特定がより、正とがなくなつた日から二年を経過しない。の法律に基づく命令又はガス事業法第百れらの法律に基づく命令又はガス事業法第百れらの法律に基づく命令又はガス事業法第百にの法律に基づく命令又は対している。

4 都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの (免状交付事務の委託)

第三十八条の四の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」と事務を除く。次項において「免状交付事務」という。)の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。

(液化石油ガス設備士試験)
つた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。て知り得た秘密を漏らしてはならない。に法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあり、前項の規定により免状交付事務の委託を受け

第三十八条の五 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。に関して必要な知識及び技能について行う。

は、経済産業省令で定める。 続その他液化石油ガス設備士試験の実施細目 3 液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手

第三十八条の六 都道府県知事は、経済産業省令 第三十八条の六 都道府県知事は、経済産業大臣 で定めるところにより、協会又は経済産業大臣 務 (以下「試験事務」という。)の全部又は一務 (以下「試験事務」という。)の全部又は一次で定めるところにより、協会又は経済産業省令

部又は一部を行わないものとする。 行わせることとしたときは、当該試験事務の全指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を2 都道府県知事は、前項の規定により協会又は

3 第一項の規定により協会又は指定試験機関に通知しなけれその旨を協会又は指定試験機関に通知しなけれせないこととするときは、その六月前までに、その試験事務を行わせることとした試験事務を行わせることとした都道府県知ばならない。

(液化石油ガス設備士の義務) 第三十八条の七 液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識が、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識が、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識あつて、経済産業省令で定めるものに限る。以あつて、経済産業省令で定めるものに限る。以表ので、経済産業省令で定めるものに限る。以表ので、経済産業省令で定めるものに限る。以表ので、後代石油ガス設備工事の作業に関する制限)

(液化石油ガス設備士の講習) 士免状を携帯していなければならない。 士免状を携帯していなければならない。 変化石油ガス設備 2 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工

第三十八条の九 液化石油ガス設備士は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。

□ 令で定める。□ 令で定める。

第三十八条の十 液化石油ガス設備工事の作業を (特定液化石油ガス設備工事事業の届出)

所在地を管轄する都道府県知事に届け出なけれ 日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の 業所ごとに、当該事業所における事業の開始の 化石油ガス設備工事事業者」という。) は、事 事」という。)の事業を行う者(以下「特定液 ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備工 伴うものとして経済産業省令で定める液化石油

- は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
- 事業所の名称及び所在地
- その他経済産業省令で定める事項
- ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞な け出なければならない。 く、その旨をその届出をした都道府県知事に届 号の事項に変更があつたとき又は特定液化石油 特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各

(施工後の表示)

第三十八条の十一 ればならない。 業省令で定める事項を記載した表示を付さなけ に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産 に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所 ところにより、当該特定液化石油ガス設備工事 同じ。)をしたときは、経済産業省令で定める 省令で定めるものに限る。次条第一項において 業者は、特定液化石油ガス設備工事(経済産業 特定液化石油ガス設備工事事

第三十八条の十二 作成し、経済産業省令で定めるところにより、 る配管図面を保存しなければならない。 当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係 は、経済産業省令で定める事項に関する記録を 業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたとき 特定液化石油ガス設備工事事

(記録の保存等)

記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨 ば、これを拒んではならない。 の申出があつたときは、正当な理由がなけれ 給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する 備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設

第三十八条の十三 特定液化石油ガス設備工事事 の他の経済産業省令で定める器具を備えなけれ 業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具そ

(器具の備付け)

第二節 指定試験機関

第三十八条の十四 事務を行おうとする者の申請により行う。は、経済産業省令で定めるところにより、 第三十八条の六第一項の指定 試験

第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者 ができない。 は、第三十八条の六第一項の指定を受けること

行を終わり、又は執行を受けることがなくな に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執 つた日から二年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指 定を取り消され、その取消しの日から二年を 経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれ かに該当する者がある者

第一号に該当する者

ない者 より解任され、解任の日から二年を経過し 第三十八条の二十二の規定による命令に

(指定の基準)

第三十八条の十六 経済産業大臣は、第三十八条 の六第一項の指定の申請が次の各号に適合して いると認めるときでなければ、その指定をして はならない。

ものであること。 画が、試験事務の適確な実施のために適切な の事項についての試験事務の実施に関する計 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確 に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能 力があること。 3

三 一般社団法人又は一般財団法人であるこ

几 (変更の届出) 不公正になるおそれがないものであること。 は、その業務を行うことによつて試験事務が 試験事務以外の業務を行つている場合に

第三十八条の十七 指定試験機関は、その名称又 その旨を経済産業大臣に届け出なければならな きは、変更しようとする日の二週間前までに、 は主たる事務所の所在地を変更しようとすると

2 の所在地を変更しようとするときは第三十八条 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所

> 事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようと (試験事務規程) するときは関係委任都道府県知事に、それぞ (以下「委任都道府県知事」という。) に、試験 に、その旨を届け出なければならない。 試験事務を行わせることとした都道府県知事 六第一項の規定により当該指定試験機関にそ その変更をしようとする日の二週間前まで

第三十八条の十八 ればならない。これを変更しようとするとき う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなけ 実施に関する規程(以下「試験事務規程」といれ三十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の も、同様とする。

2 府県知事の意見を聴かなければならない。 事務規程を変更しようとするときは、委任都道 指定試験機関は、前項後段の規定により試験

3 省令で定める。 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業

4 事務規程を変更すべきことを命ずることができ たと認めるときは、指定試験機関に対し、試験 務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつ 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事

(試験事務の休廃止)

第三十八条の十九 指定試験機関は、経済産業大 臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は 一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 と認めるときでなければ、前項の許可をしては適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがない 全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の ならない。 経済産業大臣は、指定試験機関の試験事務の

るときは、関係委任都道府県知事の意見を聴か なければならない 経済産業大臣は、第一項の許可をしようとす

4 ければならない。 経済産業大臣は、第一項の許可をしたとき その旨を関係委任都道府県知事に通知しな

2

第三十八条の二十 及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を るときも、同様とする。 受けなければならない。これを変更しようとす 受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画 た日の属する事業年度にあつては、その指定を 開始前に(第三十八条の六第一項の指定を受け (事業計画等) 指定試験機関は、毎事業年度

2 府県知事の意見を聴かなければならない 成し、又は変更しようとするときは、委任都道 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作

3 (役員の選任及び解任) を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事 に提出しなければならない。 に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内

(役員の解任命令) ば、その効力を生じない。 第三十八条の二十一

及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなけ

性業大臣の認可を受けなけれ 指定試験機関の役員の選任

第三十八条の二十二 経済産業大臣は、指定試 員を解任すべきことを命ずることができる。 為をしたときは、指定試験機関に対し、その たとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行 づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反し 機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基 (試験委員)

第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務 ならない。 る事務については、試験委員に行わせなけれ な知識及び技能を有するかどうかの判定に関す を行うときは、液化石油ガス設備士として必要 指定試験機関は、試験委員を選任しようとす

者のうちから選任しなければならない。 るときは、経済産業省令で定める要件を備える

3 試験委員に変更があつたときも、同様とする。 産業大臣にその旨を届け出なければならない。 は、経済産業省令で定めるところにより、経済 前条の規定は、試験委員に準用する。 指定試験機関は、試験委員を選任したとき

第三十八条の二十四 は職員(試験委員を含む。次項において同じ。) て知り得た秘密を漏らしてはならない。 又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関し 指定試験機関の役員若しく

(秘密保持義務等)

の他の罰則の適用については、法令により公務 職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ に従事する職員とみなす。 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は

(適合命令等)

第三十八条の二十五 経済産業大臣は、指定試験 ことを命ずることができる。 なつたと認めるときは、指定試験機関に対し、 以下この項において同じ。)の一に適合しなく 機関が第三十八条の十六各号(第三号を除く。 当該各号に適合するため必要な措置をとるべき

2 試験事務の適正な実施を確保するため必要があ 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、

ると認めるときは、指定試験機関に対し、試験のと認めるときは、指定試験機関に対し、試験

3 委任都道府県知事は、その行わせることとしまなべきことを指示することができる。とるべきことを指示することができる。とるべきことを指示することができる。とるべきのの適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当なるにというできる。

第三十八条の二十六 経済産業大臣は、指定試験 第三十八条の二十六 経済産業大臣は、指定試験

停止を命ずることができる。 は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の一に該当するときは、その指定を取り消し、又一に該当するときは、その指定を取り消し、又

するに至つたとき。第三十八条の十五第一号又は第三号に該当

き。 験事務規程によらないで試験事務を行つたと 第三十八条の十八第一項の認可を受けた試

十三第一項から第三項までの規定に違反した十三第一項若しくは第三項又は第三十八条の二件第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。は第二項の規定による命令に違反したとき。は第二項の規定による命令に違反したとき。は第二十八条の十八第四項、第三十八条の二十三第四項において準十二第一項から第三十八条の二十三第一項おして

指定を受けたとき。
不正の手段により第三十八条の六第一項の本が第八十四条第一項の条件に違反したとき。

経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定はより指定を取り消し、又は同項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとす 経済産業大臣が必要があると認めるときは、当

(経済産業省令への委任)

第一節 販売及び表示の制限第五章 液化石油ガス器具等

(販売の制限)

列してはならない。 第三十九条 液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳 は販売の事業を行う者は、第四十八条の規定に 第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又

る場合に該当するときは、適用しない。 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げ

旨を経済産業大臣に届け出たとき。 ・輸出用の液化石油ガス器具等を販売し、又輸出用の液化石油ガス器具等を販売し、又

けたとき。
お知用以外の特定の用途に供する液化石油 輸出用以外の特定の用途に供する液化石油

き。 具等を販売し、又は販売の目的で陳列すると 又は同項第二号の承認に係る液化石油ガス器 三 第四十六条第一項第一号の規定による届出

(表示の制限)

第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による表示又はこれと紛に係る型式(以下単に「届出事業者」という。)が同条の規定による届出を保る型式」と出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」と出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」と当による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下第四十条 次条の規定による届出をした者(以下

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

の事業を行う者は、経済産業省令で定める液化第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入

の型式の区分 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等は、その代表者の氏名

名称及び住所)

名称及び住所)

名称及び住所)

名称及び住所)

名称及び住所)

(承継)

第四十二条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を譲り変けた者又は相続人は、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人だ二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併により記立した法人若しくは合併により書業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、公は届出事業者が当該届出に係る事業の生命を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継し
知何の規定により届出事業者の地位を承継し

(変更の届出)

第四十三条 届出事業者は、第四十一条各号の事第四十三条 届出事業者は、第四十一条各号の事が経済産業はのであるを徴なもし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。ただ

(届出事項に係る情報の提供)業大臣に届け出なければならない。業大臣に届け出なければならない。を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産第四十四条 届出事業者は、当該届出に係る事業

(基準適合義務等) 報の提供を請求することができる。 報の提供を請求することができる。 特別十一条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情 第四十五条 何人も、経済産業大臣に対し、第四

第四十六条 届出事業者は、届出に係る型式の液 りでない。 第四十六条 届出事業者は、居出に係る型式の液 第四十六条 届出事業者は、居出に係る型式の液

> 大臣に届け出たとき。 は輸入する場合において、その旨を経済産業 働出用の液化石油ガス器具等を製造し、又

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。いて、経済産業大臣の承認を受けたとき。ガス器具等を製造し、又は輸入する場合におニ 輸出用以外の特定の用途に供する液化石油

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業省令で定めるところ 2 展出事業者は、経済産業

(特定液化石油ガス器具等の適合性検査)

第四十七条 届出事業者は、その製造又は輸入に ないとき又は同項の証明書と同等なものとして ス器具等ごとに政令で定める期間を経過してい 書の交付を受け、これを保存しなければならな 性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明 受けた者の次項の規定による検査(以下「適合 具等を販売する時までに、次の各号のいずれ 具等である場合には、当該特定液化石油ガス器 だし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸 係る前条第一項の液化石油ガス器具等(同項た 経済産業省令で定めるものを保存している場合 の交付を受けた日から起算して特定液化石油ガ けこれを保存している場合において当該証明書 に掲げるものについて、経済産業大臣の登録を 入されるものを除く。) が特定液化石油ガス器 は、この限りでない。 いて既に第二号に係る同項の証明書の交付を受 一の型式に属する特定液化石油ガス器具等につ い。ただし、当該特定液化石油ガス器具等と同 か

当該特定液化石油ガス器具等

産業省令で定めるもの工場又は事業場における検査設備その他経済工場又は事業場における検査設備その他経済特定液化石油ガス器具等に係る届出事業者の二 試験用の特定液化石油ガス器具等及び当該

2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により令で定める技術上の基準又は経済産業省令で定める前項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

第四十八条 届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六条第一項の経にこれる義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に経済産業省令で定める方式にの規定による義務を履行したときは、当該液化の規定による義務を履行したときは、当該液化の規定による義務を履行したときは、当該液化の規定による表示を付することができる。

(表示の禁止)

第五十条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場

合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を

定めて当該各号に定める届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条の規定により表示を付することを禁止することができる。 出に係る型式の液化石油ガス器具等(第四十八条条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。 当該経済を業省令で定める技術上の基準に適合していない液化ついての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。 当該経済を業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式の液化

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第二項又は第四十七条第一項で、第四十六条第二項又は第四十七条第一項で、第四十六条第二項又は第四十七条第一項に係る型式の液化石油ガス器具等について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等に合い。

米三節 検査機関の登録

(登録)

業省令で定めるところにより、経済産業省令で第五十一条 第四十七条第一項の登録は、経済産

より行う。 ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請に に「特定液化石油ガス器具等の区分」という。) 定める特定液化石油ガス器具等の区分(以下単

要な調査を行わせることができる。 一項各号に適合しているかどうかについて、必「機構」という。)に、当該申請が第五十三条第は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下は、強合において、必要があると認めるときる。

まない。 (欠格条項)

つた日から二年を経過しない者行を終わり、又は執行を受けることがなくなに違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執この法律又はこの法律で基づく命令の規定

二年を経過しない者 より登録を取り消され、その取消しの日から 二 第六十一条又は第六十四条第一項の規定に

(登録の基準) これがに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるもの こま人であつて、その業務を行う役員のうち

第五十三条 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者(以下この項にがいて「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合におりで見いる。

合するものであること。 めた製品の認証を行う機関に関する基準に適 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定

一 登録申請者が、第四十七条第一項の規定に より適合性検査を受けなければならないこと とされる特定液化石油ガス器具等を製造し、 という。)に支配されているものとして次の という。)に支配されているものとして次の という。)に支配されているものとして次の いずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつ ては、受検事業者がその親法人(会社法 ては、受検事業者がその親法人をいう。)で 、受検事業者が表示である場合にあっ では、受検事業者が、第四十七条第一項の規定に 、一項成十七年法律第八十六号)第八百七十 、一項成十七年法律第八十六号)第八百七十 、一項の規定に

五百七十五条第一項に規定する持分会社を一旦登録申請者の役員(持分会社(会社法第一等

えていること。 これのでは、業務を執行する社員がいかのでを超いた者を含む。)の割合が二分の一を超い、一年間に当該受検事業者の役員又は職員でいか。)にあつては、業務を執行する社員)

と。

登録申請者(法人にあつては、その代表

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並一 登録年月日及び登録番号 と 第四十七条第一項の登録は、検査機関登録簿

化石油ガス器具等の区分 登録を受けた者が適合性検査を行う特定液びに法人にあつては、その代表者の氏名

の名称及び所在地 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所

(登録の更新)

第五十四条 第四十七条第一項の登録は、三年を第五十四条 第四十七条第一項の登録は、三年を

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(適合性検査の義務) 第四節 国内登録検査機関

第五十五条 第四十七条第一項の登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行うとを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行うなければならない。

(事業所の変更の届出)

(業務規程) 国内登録検査機関は、適合性検査を第五十六条 国内登録検査機関は、適合性検査をに届け出なければならない。

業務に関する規程(以下「業務規程」という。) 第五十七条 国内登録検査機関は、適合性検査の

を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産

ない。 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合

(業務の休廃止の届出)

第五十八条 国内登録検査機関は、適合性検査の第五十八条 国内登録検査機関は、適合性検査のけ出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年 度経過後三月以内に、その事業年度の財産目 録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録 で作成され、又はその作成に代えて電 同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電 同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電 同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電 でおいて「財務諸表等」という。)を作成し、 号において「財務諸表等」という。)を作成し、 場面的記録の作成がされている場合における当該 であいる。次項及び第百三条の二第二 という。)を作成し、 という。)を作成し、 という。)を作成し、

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているの定めた費用を支払わなければならない。の定めた費用を支払わなければならない。がにとができる。ただし、第二号又検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げ検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げ

一 付客管を等ぶ置塞り記录とつつに再ない 前号の書面の謄本又は抄本の請求ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

したものの閲覧又は謄写の請求事項を経済産業省令で定める方法により表示ているときは、当該電磁的記録に記録された三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され

した書面の交付の請求 より提供することの請求又は当該事項を記載 おり提供することの請求又は当該事項を記載 の方法であつて経済産業省令で定めるものに 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

(適合命令)

| くなつたと認めるときは、その国内登録検査機が第五十三条第一項各号のいずれかに適合しな第五十九条 経済産業大臣は、国内登録検査機関

3

措置をとるべきことを命ずることができる。 関に対し、これらの規定に適合するため必要な

第六十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が 業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべき ことを命ずることができる。 を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の は、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査 第五十五条の規定に違反していると認めるとき (登録の取消し等) 2

第六十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関 の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること 登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査 が次の各号のいずれかに該当するときは、その

第五十二条第一号又は第三号に該当するに

三 正当な理由がないのに第五十八条の二第二 二 第五十五条、第五十六条、第五十七条第一 項各号の規定による請求を拒んだとき。 第八十一条第三項の規定に違反したとき。 項、第五十八条、第五十八条の二第一項又は 前二条の規定による命令に違反したとき。

(経済産業大臣による適合性検査業務実施等) を受けたとき。

不正の手段により第四十七条第一項の登録

第六十二条 経済産業大臣は、第四十七条第一項 休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定 規定による適合性検査の業務の全部又は一部の 検査の業務の全部又は一部を自ら行うことがで その他必要があると認めるときは、当該適合性 部又は一部を実施することが困難となつたとき 天災その他の事由により適合性検査の業務の全 査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくはにより同項の登録を取り消し、又は国内登録検 の登録を受ける者がいないとき、第五十八条の 一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が

あると認めるときは、機構に、当該適合性検査 の業務の全部又は一部を行わせることができ 経済産業大臣は、前項の場合において必要が

の引継ぎその他の必要な事項については、 機構に行わせる場合における適合性検査の業務 産業省令で定める 査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検 経済

(適合性検査の義務等) 第五節 外国登録検査機関

第六十三条 第四十七条第一項の登録を受けた者 ことにつき、その登録を受けた者に限る。以下 (外国にある事業所において適合性検査を行う なければならない。 ある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わ を行うことを求められたときは、正当な理由が 「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査 2

この場合において、第五十九条及び第六十条中 までの規定は、外国登録検査機関に準用する。 「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替え るものとする。 第五十五条第二項、第五十六条から第六十条

(登録の取消し等)

第六十四条 経済産業大臣は、外国登録検査機関 登録を取り消すことができる。 が次の各号のいずれかに該当するときは、その

至つたとき。 第五十二条第一号又は第三号に該当するに

おいて準用する同条第三項の規定に違反した 五十七条第一項、第五十八条若しくは第五十 準用する第五十五条第二項、第五十六条、第 八条の二第一項若しくは第八十一条第四項に 前条第一項の規定又は同条第二項において

三 正当な理由がないのに前条第二項において 準用する第五十八条の二第二項各号の規定に よる請求を拒んだとき。

は第六十条の規定による請求に応じなかつた 前条第二項において準用する第五十九条又

五 不正の手段により第四十七条第一項の登録 を受けたとき。

t 六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各 めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止 号のいずれかに該当すると認めて、 かつたとき。 を請求した場合において、その請求に応じな 期間を定

録検査機関に対しその業務に関し報告を求め 偽の報告がされたとき。 た場合において、その報告がされず、 経済産業大臣が必要があると認めて外国登 又は虚

おいて第八十三条第五項に規定する事項につ 員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に いての検査をさせ、 経済産業大臣が必要があると認めてその職 又は関係者に質問をさせ

> 質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の 答弁がされたとき。 れ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその ようとした場合において、その検査が拒ま

次項の規定による費用の負担をしないと

録検査機関の負担とする。 るものに限る。) は、当該検査を受ける外国登 前項第八号の検査に要する費用(政令で定め

3

国内登録検査機関は、経済産業省令で定める

は質問を行わせることができる。 は、機構に、第一項第八号の規定による検査又 経済産業大臣は、必要があると認めるとき

3

5 4 当該検査の場所その他必要な事項を示してこれ る検査又は質問を行つたときは、その結果を経 を実施すべきことを指示するものとする。 査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定す 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検

済産業大臣に報告しなければならない。 第六節 災害防止命令

第六十五条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる 当該各号に規定する者に対し、その販売し、又 あると認める場合において、当該災害の拡大を 事由により一般消費者等の生命又は身体につい 大を防止するため必要な措置をとるべきことを 般消費者等の生命又は身体についての災害の拡 ることその他当該液化石油ガス器具等による一 は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図 防止するため特に必要があると認めるときは、 て液化石油ガスによる災害が発生するおそれが 命ずることができる。 (災害防止命令)

違反して液化石油ガス器具等を販売したこ の事業を行う者が第三十九条第一項の規定に 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売

二 届出事業者がその届出に係る型式の液化石 製造し、又は輸入した場合を除く。)。 油ガス器具等で第四十六条第一項の経済産業 十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて を製造し、輸入し、又は販売したこと(第四 省令で定める技術上の基準に適合しないもの

第六十六条から第八十条まで 削除

第六章 雑則

第八十一条 液化石油ガス販売事業者、保安機関 及び充てん事業者は、 (帳簿の記載) 経済産業省令で定めると

> なければならない。 産業省令で定める事項を記載し、これを保存し ころにより、帳簿を備え、その業務に関し経済

ろにより、帳簿を備え、試験事務に関し経済産 ければならない。 業省令で定める事項を記載し、これを保存しな 指定試験機関は、経済産業省令で定めるとこ

4 存しなければならない。 経済産業省令で定める事項を記載し、これを保 ところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し

前項の規定は、外国登録検査機関に準用す

(報告の徴収)

|第八十二条 経済産業大臣等は、この法律の施行 は経理の状況に関し報告をさせることができ 事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若 化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事 より、液化石油ガス販売事業者、保安機関、液に必要な限度において、政令で定めるところに しくは販売の事業を行う者に対し、その業務又

2 ころにより、充てん事業者に対し、その業務又 は経理の状況に関し報告をさせることができ の施行に必要な限度において、政令で定めると 都道府県知事又は指定都市の長は、この法律

3 は経理の状況に関し報告をさせることができ度において、指定試験機関に対し、その業務又 る。 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限

務又は経理の状況に関し報告をさせることがで 度において、国内登録検査機関に対し、その業 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限

該試験事務の状況に関し報告をさせることがで あると認めるときは、指定試験機関に対し、当 た試験事務の適正な実施を確保するため必要が 委任都道府県知事は、その行わせることとし

(立入検査等)

第八十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に 具等の保管場所その他その業務を行う場所に立 業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器 輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、 ス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、 必要な限度において、その職員に、液化石油ガ 営

限度の分量に限り液化石油ガスを収去させるこ 関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少 帳簿、書類その他の物件を検査させ、

2 の施行に必要な限度において、その職員に、そ の登録を受けた液化石油ガス販売事業者、その 状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査さ 安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の 度において、その職員に、その認定を受けた保 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限 都道府県知事又は指定都市の長は、この法律 又は関係者に質問させることができる。

3 なければ、立ち入らせてはならない。 は、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合で 化石油ガスを収去させることができる。ただ 又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液 その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、 他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類 事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場 ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工 ス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油 許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガ 特定液化石油ガス設備工事の施工場所に 特定液化石油ガス設備工事の施工場所その 12 13 11 10 ならない。

他の物件を検査させ、又は関係者に質問させる の認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に ことができる 立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その の施行に必要な限度において、その職員に、そ 都道府県知事又は指定都市の長は、この法律

度において、その職員に、指定試験機関の事務 その他の物件を検査させ、又は関係者に質問さ 所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類 関係者に質問させることができる。 事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若し 度において、その職員に、国内登録検査機関の 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限 書類その他の物件を検査させ、 又は

あると認めるときは、その職員に、当該試験事 ることができる の他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ 務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入 た試験事務の適正な実施を確保するため必要が せることができる。 委任都道府県知事は、その行わせることとし 当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類そ 第八十三条の三 経済産業大臣は、第六十四条第

8 その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示 しなければならない。 前各項の規定により職員が立ち入るときは、

9 ことができる。 質問(液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販 五項の規定による立入検査又は質問を行わせる 売の事業を行う者に係るものに限る。) 又は第 経済産業大臣は、必要があると認めるとき 機構に、第一項の規定による立入検査又は

してこれを実施すべきことを指示するものとす 入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対 し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立

る立入検査又は質問を行つたときは、その結果 を経済産業大臣に報告しなければならない。 第九項の規定により機構の職員が立ち入ると 機構は、前項の指示に従つて第九項に規定す

に提示しなければならない。 きは、その身分を示す証明書を携帯し、 犯罪捜査のために認められたものと解釈しては 第一項から第七項までの規定による権限は、 関係者

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の 器具等があつたときは、その所有者又は占有者 規定によりその職員に、又は同条第九項の規定 を命ずることができる。 に対し、期限を定めて、これを提出すべきこと が著しく困難であると認められる液化石油ガス において検査をさせ、又は検査を行わせること 検査を行わせた場合において、その所在の場所 業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は 場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その 又は販売の事業を行う者の事務所、営業所、工 により機構に液化石油ガス器具等の製造、輸入

2 こととされている場合にあつては、都道府県又 政令の規定により都道府県知事又は市長が行う ばならない。 た損失を所有者又は占有者に対し補償しなけれ は市)は、同項の規定による命令によつて生じ に属する事務を第九十四条の二の規定に基づく 国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限

3 の命令により通常生ずべき損失とする。 (機構に対する命令) 前項の規定により補償すべき損失は、 第 項

三項に規定する検査若しくは質問又は第八十三

務の適正な実施を確保するため必要があると認 条第九項に規定する立入検査若しくは質問の業 めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要 な命令をすることができる。

第八十四条 許可、指定、認定又は承認には、 件を付することができる。 (許可等の条件) 条

2 前項の条件は、許可、指定、認定又は承認に るものであつてはならない。 度のものに限り、かつ、許可、指定、認定又は 係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限 承認を受ける者に不当な義務を課することとな

第八十五条

(手数料

第八十六条 次に掲げる者(経済産業大臣、産業 保安監督部長又は機構に対して手続を行おうと める額の手数料を納付しなければならない。 する者に限る。)は、実費を勘案して政令で定 第三条第一項の登録を受けようとする者

三 付を請求しようとする者 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交

兀 求しようとする者 第二十九条第一項の認定及びその更新を受

五 第三十三条第一項の認可を受けようとす る者 けようとする者

六 第三十五条の六第一項の認定を受けようと する者

六の二 第三十七条の五第四項の指定を受けよ うとする者

七から十まで

十一 第六十二条第一項の規定により経済産業 る者 により機構の行う適合性検査を受けようとす 大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定

2 二条第一項の適合性検査、経済産業大臣若しく を請求しようとする者の納付するものについて 三十三条第一項の認可、第三十五条の六第一項 は産業保安監督部長が行う第三条第一項の登 は国庫の、機構が行う第六十二条第二項の適合 若しくは液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧 は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対 の認定、第三十七条の五第四項の指定を受け又 録、第二十九条第一項の認定及びその更新、第 し液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 前項の手数料は、経済産業大臣が行う第六十 3

第八十六条の二 都道府県は、地方自治法第二百 いては機構の収入とする。 性検査を受けようとする者の納付するものにつ 二十七条の規定に基づき液化石油ガス設備士試

させ、その収入とすることができる。 当該手数料を協会又は当該指定試験機関へ納め (関係行政機関への通報等) ようとする者に、条例で定めるところにより、 試験機関が行う液化石油ガス設備士試験を受け 三十八条の六第一項の規定により協会又は指定

験に係る手数料を徴収する場合においては、第

第八十七条 経済産業大臣等は、 り許可の取消しをしたときは、政令で定めると ければならない。 員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しな の長、国家公安委員会若しくは都道府県公安委 ころにより、その旨を都道府県知事、指定都市 条若しくは第二十六条の規定により登録の取 場合に係るものに限る。)を受理し、第二十 三項の規定による届出(同条第二項に規定する 第三十七条の二第二項(第三十七条の四第三項 る場合を含む。)若しくは第三十七条の四第一 第一項(第三十七条の四第三項において準用す しをし、又は第三十七条の七第一項の規定によ 項の許可をし、 十八条の三の規定による届出若しくは第十条第 において準用する場合を含む。)若しくは第三 第三十六条第一項、 第六条、第八条、第二十三条、 第三十七条の二 第三条第一項 五.

事業者の液化石油ガスの貯蔵施設、供給設備若 るべきことを要請することができる。 知事又は指定都市の長に対し、必要な措置をと の基準に適合していない場合その他災害の予防 項の経済産業省令で定める基準若しくは第三十 定めるところにより、経済産業大臣、都道府県 のため特に必要があると認める場合は、政令で 七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上 業省令で定める技術上の基準又は第十六条第二 が第十六条第一項、第十六条の二第一項、 十七条若しくは第三十七条の四第二項の経済産 しくは充てん設備又は販売若しくは充塡の方法 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売

官の意見を聴かなければならない 制定又は改廃をしようとするときは、 第三十七条、第三十七条の四第二項又は第三十 二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五、 七条の五第二項の基準を定める経済産業省令の 経済産業大臣は、第十六条第一項若しくは第

ができる。 の変更に関し経済産業大臣に意見を述べること め特に必要があると認めるときは、前項の基準 消防庁長官は、火災その他の災害の予防のた | 2

第八十八条 経済産業大臣は、次の場合には、 の旨を官報に公示しなければならない。 の二 第三十五条の六第一項の認定を取り消 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。

二の二 第三十八条の四第二項第二号の指定を 二 第三十七条の五第四項の指定をしたとき。 したとき。

したとき。

二の三 第三十八条の六第一項の指定をしたと

兀

二の四 第三十八条の九第一項の指定をしたと

第三十八条の十七第一項の規定による

二の五

二の六 第三十八条の十九第一項の許可をした 届出があつたとき。 3

二の七 第三十八条の二十六第一項若しくは第 の規定により試験事務の全部若しくは一部の二項の規定により指定を取り消し、又は同項 停止を命じたとき。

禁止したとき。 第五十条の規定により表示を付することを 第四十七条第一項の登録をしたとき。

用する場合を含む。)の規定による届出があ つたとき。 第五十六条(第六十三条第二項において準

用する場合を含む。)の規定による届出があ つたとき。 第五十八条(第六十三条第二項において準

又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。 わないこととするとき。 た適合性検査の業務の全部若しくは一部を行 自ら行うものとするとき、又は自ら行つてい 第六十二条第一項の規定により経済産業大 第六十一条の規定により登録を取り消し、 が適合性検査の業務の全部若しくは一部を 2

臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは は一部を行わせないこととするとき。 行わせていた適合性検査の業務の全部若しく 第六十二条第二項の規定により経済産業大 第六十四条第一項の規定により登録を取り 部を行わせることとするとき、又は機構に

> 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公 しなければならない。

一の二 第三十五条の六第一項の認定を取り消 したとき 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。

一の三 第三十八条の六第一項の規定により協 ととしたとき 会又は指定試験機関に試験事務を行わせるこ

務を協会又は指定試験機関に行わせないこと としたとき。 は指定試験機関に行わせることとした試験事 第三十八条の六第一項の規定により協会又

があつたとき。 第三十八条の十七第二項の規定による届出

こととするとき。 いた試験事務の全部若しくは一部を行わない するとき、又は同項の規定により自ら行つて 験事務の全部若しくは一部を自ら行うことと 第三十八条の二十七第一項の規定により試

示しなければならない。 指定都市の長は、次の場合には、その旨を公

二 第三十五条の六第一項の認定を取り消した 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。

(協会の意見の聴取)

第八十九条 経済産業大臣は、第十六条第一項若 省令の制定又は改廃をしようとするときは、協 会の意見を聴かなければならない。 条の五又は第三十七条の基準を定める経済産業 しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五 3

| 第九十条 経済産業大臣等は、第二十六条の規定 行わなければならない。 第八十八号)第十三条第一項の規定による意見 ようとするときは、行政手続法(平成五年法律 による命令又は第五十条の規定による禁止をし (聴聞の特例)

十五条の三、第三十八条の四第四項、第三十八 第二十二条、第二十五条、第二十六条、第三 期日における審理は、公開により行わなければ 条の二十二(第三十八条の二十三第四項におい 又は第六十四条の規定による処分に係る聴聞の 第一項若しくは第二項、第五十条、第六十一条 て準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六

3 第一項の規定により当該処分に係る利害関係人 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条

が当該聴聞に関する手続に参加することを求め 3 ての審査請求) (機構、協会又は指定試験機関の処分等につい たときは、これを許可しなければならない。

第九十一条 機構が行う適合性検査又は協会若し この場合において、経済産業大臣は、行政不服 行政庁とみなす。 第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用に 五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び 審查法(平成二十六年法律第六十八号)第二十 業大臣に対して審査請求をすることができる。 はその不作為について不服がある者は、経済産 くは指定試験機関が行う試験事務に係る処分又 ついては、機構、協会又は指定試験機関の上級

(審査請求の手続における意見の聴取)

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令 なければならない。 る審理員が公開による意見の聴取をした後にし を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおい 四条の規定により当該審査請求を却下する場合 査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十 の規定による処分又はその不作為についての審 て予告をした上、同法第十一条第二項に規定す

2 ない。 提示し、意見を述べる機会を与えなければなら び利害関係人に対し、その事案について証拠を 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣 項までの規定を準用する。

第九十二条の二 届出事業者は、その製造し、 録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて議のある場合は、経済産業大臣に対し、国内登 は輸入する特定液化石油ガス器具等について、 適合性検査を行うことを命ずべきことを申請す 又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異 国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合 ることができる。 又

2 第六十条の規定による命令をしなければならな 五十五条の規定に違反していると認めるとき おいて、当該申請に係る国内登録検査機関が第 は、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合に

の命令)

ことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申 をした届出事業者に通知しなければならない。 十条の規定による命令をし、又は命令をしな 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用す 経済産業大臣は、前項の場合において、

準用する第六十条」と、「命令」とあるの 十条」とあるのは「第六十三条第二項にお の規定又は同条第二項において準用する第五十 十五条の規定」とあるのは「第六十三条第一項 とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第五 る。この場合において、第一項中「命ずべき」 五条第二項の規定」と、同項及び前項中「第六 「請求」と読み替えるものとする。 いて

(経過措置)

第九十四条 第二章から第四章の二までの規定 第九十三条 この法律の規定に基づき政令又は とができる。 る範囲内において、 の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され ては、それぞれ、政令又は経済産業省令で、 済産業省令を制定し、又は改廃する場合にお は、高圧ガス保安法第三条第一項第九号の政令 (適用除外) 所要の経過措置を定めるこ そ 11

(都道府県又は市が処理する事務)

で定める液化石油ガスについては、適用しな

第九十四条の二 この法律に規定する経済産業大 ととすることができる。 ところにより、都道府県知事又は市長が行うこ 臣の権限に属する事務の一部は、政令で定める

第九十五条 この法律の規定により経済産業大臣 より、経済産業局長又は産業保安監督部長に委 の権限に属する事項は、政令で定めるところに 任することができる。 (権限の委任)

(経済産業大臣の指示)

第九十五条の二 経済産業大臣は、液化石油ガス ことができる。 うこととされる事務に関し、 し、この法律又は第九十四条の二の規定に基づ ると認めるときは、都道府県知事又は市長に対 による災害の発生の防止のため緊急の必要があ く政令の規定により都道府県知事又は市長が行 必要な指示をする

第七章 罰則

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者 金に処し、又はこれを併科する。 は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の

- 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違
- 三 第六十一条の規定による業務の停止の命令 規定による禁止に違反した者 第五十条 (第一号に係る部分に限る。)
- 第九十六条の二 次の各号のいずれかに該当する に違反した者 第六十五条の規定による命令に違反した者
- の罰金に処し、又はこれを併科する。 者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下 ガス販売事業を行つた者 第三条第一項の登録を受けないで液化石油
- 一 第二十六条の規定による事業の停止の命令 に違反した者
- 設、特定供給設備又は充てん設備の使用の停三 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施 の命令に違反した者
- 第九十六条の三 第三十八条の四の二第二項又は は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金 第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者
- 第九十七条 第三十八条の二十六第二項の規定に は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金 の違反行為をした指定試験機関の役員又は職員 よる業務の停止の命令に違反した場合には、そ 処する。
- は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者 罰金に処し、又はこれを併科する。
- は第三十七条の六第一項の規定に違反した者 四第四項において準用する場合を含む。)又 項、第三十七条の三第一項(第三十七条の第十一条、第十九条第一項、第二十一条第 第三十六条第一項の許可を受けないで貯蔵
- 更した者 給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変 蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供 施設又は特定供給設備を設置した者 第三十七条の二第一項の規定に違反して貯
- 六 第三十七条の四第三項において準用する第 三十七条の二第一項の規定に違反して充てん 供給設備に液化石油ガスを充填した者 設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令 で定める所在地、 第三十七条の四第一項の許可を受けないで 構造、 設備又は装置を変更

- | 第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する 者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰
- 項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガ スの充塡を行わせた者 第三十七条の五第四項の規定に違反して同
- 二 第三十八条の七の規定に違反した者
- | 第九十九条 第十三条第二項の規定による命令に 第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円 違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 以下の罰金に処する。
- 第十四条第二項の規定による命令に違反し
- 一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違 反した者
- 二 第十六条の二第二項、 規定による命令に違反した者 第三十五条の五又は第三十七条の五第三項の 第三十四条第三項
- Ŧi. 三及び四 第三十八条の十三の規定に違反して器具を 削除
- 六 第四十一条第一項の規定による届出をする 備えなかつた者
- 七 第四十六条第二項の規定に違反して検査を 場合において虚偽の届出をした者 行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記 録を作成し、又は検査記録を保存しなかつ
- 八 第四十七条第一項の規定に違反して、 書の交付を受けず、又は証明書を保存しなか、第四十七条第一項の規定に違反して、証明
- 虚偽の届出をした者 第五十八条の規定による届出をせず、 又は
- 規定する事項の記載をせず、虚偽の記載を- 第八十一条第三項の規定に違反して同項に 器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行 ず、又は虚偽の報告をした者(液化石油ガス し、又は帳簿を保存しなかつた者 第八十二条第一項の規定による報告をせ
- 十二 第八十二条第四項の規定による報告をせ う者に限る。) 又は虚偽の報告をした者
- 十三 第八十三条第一項の規定による検査若し くは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 を行う者に限る。) ガス器具等の製造、 は同項の規定による質問に対して答弁をせ 若しくは虚偽の答弁をした者(液化石油 輸入若しくは販売の事業

- による質問に対して答弁をせず、若しくは虚み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定 偽の答弁をした者 第八十三条第五項の規定による検査を拒
- 十五 第八十三条の二第一項の規定による命令 に違反した者
- 第百一条 次の各号の一に該当する者は、 円以下の罰金に処する。 二十万
- 第七条又は第三十八条の二の規定に違反し
- 二 第十九条第二項、第二十一条第二項、第二 る届出をせず、又は虚偽の届出をした者 十三条又は第三十八条の十第一項の規定によ
- 三 第八十一条第一項の規定に違反して同項に 規定する事項の記載をせず、虚偽の記載を し、又は帳簿を保存しなかつた者
- 兀 第十一号の規定に該当する者を除く。) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者(前条 第八十二条第一項又は第二項の規定による
- Ŧi. ر د 者(前条第十三号の規定に該当する者を除 して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした は忌避し、又はこれらの規定による質問に対 よる検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく 第八十三条第一項若しくは第二項の規定に
- による質問に対して答弁をせず、若しくは虚み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定 偽の答弁をした者 第八十三条第三項の規定による検査を拒
- 第百二条 合には、その違反行為をした指定試験機関の役 員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 で試験事務の全部を廃止したとき。 第三十八条の十九第一項の許可を受けない 次の各号の一に掲げる違反があつた場
- 三 第八十二条第三項又は第五項の規定による 二 第八十一条第二項の規定に違反して同項に し、又は帳簿を保存しなかつたとき。 規定する事項の記載をせず、虚偽の記載を
- 第百三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 兀 れらの規定による質問に対して答弁をせず、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこ 報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 若しくは虚偽の答弁をしたとき。 第八十三条第六項又は第七項の規定による

- 法人に対して当該各号に定める罰金刑を、 人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 第九十六条第二号又は第四号 一億円以下
- 二 第九十六条第一号若しくは第三号、第九十 百一条まで 各本条の罰金刑 六条の二、第九十八条又は第九十九条から第
- 第百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者 第四十二条第二項、第四十三条又は第四十 二十万円以下の過料に処する。
- 出をした者
 四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届
- 各号の規定による請求を拒んだ者 をし、又は正当な理由がないのに同条第二項すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載のました。第五十八条の二第一項の規定に違反して財
- 第百四条 次の各号の一に該当する者は、十万円 第百三条の三 第八十三条の三の規定による命令 の役員は、二十万円以下の過料に処する。 に違反した場合には、その違反行為をした機構
- 以下の過料に処する。 二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届二項、第三十八条の三又は第三十八条の十第む。)、第三十三条第二項、第三十七条の二第 (第三十五条の四において準用する場合を含いて準用する場合を含む。)、第十条第三項場合を含む。)、第十五条の四にお 出をした者 第六条(第三十五条の四において準用する
- 規定による命令に違反して液化石油ガス設備一 正当な理由なく、第三十八条の四第四項の 士免状を返納しなかつた者
- 三 第三十八条の十一の規定に違反して表示を せず、又は虚偽の表示をした者
- 四 第三十八条の十二第一項の規定に違反して つた者 記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成 し、又は記録若しくは配管図面を保存しな

附則 抄

(施行期日)

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、第八十七条第三項及び第八 を経過した日から施行する 十九条の規定は公布の日から、第十一条及び第 をこえない範囲内において政令で定める日から 十三条の規定は公布の日から起算して一年六月

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法 いで、従前の例により液化石油ガス販売事業を 時までの間)は、第三条第一項の許可を受けな 規定による届出をしたときは、その届出をした は、この法律の施行の日から六十日間(次項の 第五条第一項又は第六条の許可を受けている者 なうことができる。

(経過規定)

当該都道府県知事の許可を受けたものとみな 条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定 いて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届 なうことができる者は、同項に規定する期間内 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行 通商産業省令で定めるところにより、第三

について高圧ガス取締法第五条第一項の許可の第三条 この法律の施行前に液化石油ガスの製造 ことができる。 従前の例により液化石油ガス販売事業を行なう の間)は、第三条第一項の許可を受けないで、 よる届出をしたときは、その届出をした時まで 該許可を受けた日から六十日間(次項の規定に の申請について同項の許可を受けたものは、当 申請をした者であつて、この法律の施行後にそ

当該都道府県知事の許可を受けたものとみないて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届 条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定 け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ に、通商産業省令で定めるところにより、第三 なうことができる者は、同項に規定する期間内 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行

業についてされた高圧ガス取締法第六条の許可第四条 この法律の施行前に液化石油ガス販売事 許可又は不許可の処分については、なお従前のは不許可の処分がされていないものについての の申請であつて、この法律の施行の際に許可又

の申請をした者であつて、その申請について同前項に規定する高圧ガス取締法第六条の許可 化石油ガス販売事業を行なうことができる。 第一項の許可を受けないで、従前の例により液 きは、その届出をした時までの間)は、第三条 から六十日間(次項の規定による届出をしたと 条の許可を受けたものは、当該許可を受けた日

3 当該都道府県知事の許可を受けたものとみな 条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定 いて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届 に、通商産業省令で定めるところにより、第三 なうことができる者は、同項に規定する期間内 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行

第五条 液化石油ガス販売事業に係る附則第八条 の処分については、なお従前の例による。このくは不許可の処分又は完成検査の結果について いての処分とみなす。 は不許可の処分又は第十二条の検査の結果につ 都道府県知事がした第八条第一項の許可若しく 業省令で定めるところにより通商産業大臣又は 又は完成検査の結果についての処分は、通商産 場合において、当該許可若しくは不許可の処分 の処分がされていないものについての許可若し くは不許可の処分又は完成検査の結果について 二項、附則第三条第二項又は前条第三項の規定 請であつて、当該申請に係る者が附則第二条第 の三第一項の許可又は第二十条の完成検査の申 の規定による改正前の高圧ガス取締法第十四条 による届出をした際に当該申請に係る許可若し

2 らない。 は、その旨を通商産業大臣に通報しなければな 大臣のした処分とみなされる処分をしたとき 都道府県知事は、前項の規定により通商産業

第六条 設とみなす。 の液化石油ガスの販売施設であつて、附則第八は附則第四条第三項の規定による届出をした者 条の規定により都道府県知事が行なう完成検査 条の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十 術上の基準に適合していると認められた販売施 受け、第五条第一号の通商産業省令で定める技 二条の規定により都道府県知事が行なう検査を を受け、同法第八条第一号若しくは第三号の技 は、通商産業省令で定めるところにより、第十 術上の基準に適合していると認められたもの 附則第二条第二項、附則第三条第二項又

第七条 この法律の施行の際現に行なわれている 条第一項の規定は、適用しない。 条の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十 四条の規定を適用し、 消費設備の設置又は変更の工事については、次 第三十六条及び第三十七

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第 二条第一項、 (罰則の適用) 附則第三条第一項又は附則第四条

> る液化石油ガス販売事業に係るこの法律の施行 後にした行為に対する罰則の適用については、 第二項の規定により従前の例によることとされ なお従前の例による。

則 抄 (昭和四五年四月一三日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 をこえない範囲内において政令で定める日から 施行する。

に関する法律の一部改正等) (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改 とされる改正後の同法第二条第三項に規定する 第二条第一項の規定により従前の例によること 第一項」とあるのは、「第三条第一項又は第八 を準用する。この場合において、同条第一項中については、液化石油ガス法附則第二条の規定 販売事業に相当する事業につき高圧ガス取締法 正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 液化石油ガス販売事業に相当する事業に係るこ 条第一項」と読み替えるものとする。 第五条第一項又は第六条の許可を受けている者 いう。)第二条第三項に規定する液化石油ガス 正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」と 「第三条第一項」とあり、同条第二項中「同条 第二項において準用する液化石油ガス法附則

4 の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

0号) 抄 (昭和五〇年五月二三日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号 則 (昭和五三年七月三日法律第八五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

規定(「液化石油ガス器具等」を「第一種液 化石油ガス器具等」に改める部分を除く。) で及び第五号の改正規定、同表第六号の改正 第八十六条第一項の表第一号から第四号ま

並びに附則第六条の規定 並びに同表第七号から第十号までの改正規定 公布の日

部分、第八十二条第一項の改正規定及び第八 で定める日 十三条第二項の改正規定 十八条の七から第三十八条の十三までに係る して三年三月を超えない範囲内において政令 第四章の次に一章を加える改正規定中第三 公布の日から起算

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第三条第一項 については、なお従前の例による。 法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされ 又は第八条第一項の許可の申請であつて、この ていないものについての許可又は不許可の処分

売事業者が設置している改正後の第三条第二項第三条 この法律の施行の際現に液化石油ガス販 期間内に、通商産業省令で定めるところによ る液化石油ガス販売事業者が、前項に規定する たものとみなされる特定供給設備を設置してい 三条第一項の許可を受けたものとみなす。 ときは、その届出があつた時までの間)は、 ときは、その届出があつた時までの間)は、第から九十日間(次項の規定による届出があつた 第四号の特定供給設備は、この法律の施行の 前項の規定により第三条第一項の許可を受け 日

2 を受けたものとみなす。 り、改正後の同条第二項第四号に掲げる事項を は、当該特定供給設備は、 通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たとき 第三条第一項の許可

第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただ 第五条 附則第一条ただし書第二号に掲げる規定 同項中「当該事業所における事業の開始の日」る者についての同項の規定の適用については、 三十七条第一項に規定する配管設備の設置又は ただし書第二号に定める日」とする。 律(昭和五十三年法律第八十五号)附則第一条 とあるのは、「液化石油ガスの保安の確保及び の特定液化石油ガス設備工事の事業を行つてい の施行の際現に改正後の第三十八条の十第一項 変更の工事については、なお従前の例による。 し書第二号に定める日までの間は、改正前の 取引の適正化に関する法律の一部を改正する法 第

2 第六条 この法律の施行前に、改正後の第五条第 若しくは第八項の政令の制定の立案をし、 ときは、第八十七条第三項の規定の例による。 準を定める通商産業省令の制定をしようとする 二号若しくは第三号又は第三十六条第一項の基 この法律の施行前に、改正後の第二条第七項

を定める通商産業省令の制定をしようとすると 改正後の第五条第二号若しくは第三号、第十六 の二第一項若しくは第三十六条第一項の基準 第八十九条の規定の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第 四条の規定によりなお従前の例によることとさ てしたものとみなす。 これに相当する規定があるときは、同法によつ 処分、手続その他の行為は、改正後の同法中に 取引の適正化に関する法律の規定によつてした 改正前の液化石油ガスの保安の確保及び

の例による。 行為に対する罰則の適用については、なお従前れる同条の工事に係るこの法律の施行後にした 則 (昭和五四年五月一〇日法律第三

三号) 抄

(施行期日)

えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して六月を超

五号) 附 則 抄 (昭和五六年五月一九日法律第四

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 抄 (昭和五八年五月二五日法律第五

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 昭和五十九

行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ定により置かれている機関等で、この法律の施 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 とができる。 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ この法律の施行の日の前日において法律の規

則 昭和五九年五月一日法律第二三

(施行期日) 抄

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

1

四附号副 則 (昭和六一年五月二〇日法律第五

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十一 年十月一日 から

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律 (第九条の規定については、同 条の規定)の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

附則 〇七号) (平成三年一二月二四日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(政令への委任)

第八条 附則第二条から第六条までに定めるもの のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

九附号 則 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 利益処分の手続に関しては、この法律による改 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 の例による。 正後の関係法律の規定にかかわらず、 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) なお従前

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処

(政令への委任)

第十五条 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 政令で定める 附則第二条から前条までに定めるもの

号附 則 (平成六年六月二四日法律第四二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号附 則 (平成八年三月三一日法律第一四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 第二項の改正規定(第二十九条第一項の認定 正規定(認定に係る部分に限る。)及び同条 係る部分並びに第八十六条第一項第四号の改十一条及び第三十五条(第三項を除く。)に 部分に限る。)、第二十九条、第三十条、第三 うち第二十七条第一項(保安業務を規定する 引の適正化に関する法律第三章の改正規定の に係る部分に限る。) 平成八年九月一日 第二条中液化石油ガスの保安の確保及び取

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定に なす。 ス法」という。)第三条第一項の規定により許引の適正化に関する法律(以下「旧液化石油ガ よる改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取 に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 可を受けている者は、第二条の規定による改正 いう。)第三条第一項の登録を受けたものとみ 化に関する法律(以下「新液化石油ガス法」と

2 この法律の施行の際現に旧液化石油ガス法第 号の貯蔵施設に該当するものは、同項の許可を あって新液化石油ガス法第三十六条第一項第一 化石油ガス法第三条第二項第三号の販売施設で 三条第一項の許可を受けて設置されている旧液 受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧液化石油ガス法第 とみなす。 備であって新液化石油ガス法第十六条の二第一 三条第一項の許可を受けて設置されている旧液 油ガス法第三十六条第一項の許可を受けたもの 項の特定供給設備に該当するものは、新液化石 化石油ガス法第三条第二項第四号の特定供給設

4 の施行の際現に旧液化石油ガス法第三条第一項 この法律の施行の日から三年間は、この法律

> 5 安業務を行うことができる。 契約を締結している一般消費者等についての保 の許可を受けている者は、新液化石油ガス法第 一十七条第三項の規定にかかわらず、その販売

受けていた範囲に相当する新液化石油ガス法第 油ガス法第三十七条第一項の規定により認定を 条第一項第二号の業務のうちその者が旧液化石 法律の施行の日に、新液化石油ガス法第二十七 三十七条第一項の認定を受けている者は、こ 定を受けたものとみなす。 二十九条第一項の保安業務区分に係る同項の認 この法律の施行の際現に旧液化石油ガス法第 0)

(処分等の効力の引継ぎ)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもの ス法の相当規定によってしたものとみなす。 は、それぞれ高圧ガス保安法又は新液化石油ガ の規定によってした処分、手続その他の行為 のほか、高圧ガス取締法又は旧液化石油ガス法 (罰則に関する経過措置)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものの 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (その他の措置の政令への委任)

は、政令で定める。 附 則 (平成九年四月九日法律第三三

(施行期日) 号 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 第四条、第五条、第十六条、第二十条及び第二 だし、第三条、第四条及び第十五条並びに附則 行する。 超えない範囲内において政令で定める日から施 十一条の規定は、公布の日から起算して一月を

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

第五条 第四条の規定による改正後の液化石油ガ その事業の全部を譲り受けた者については、 前に事業の全部の譲渡しがあった場合における 場合を含む。)の規定は、第四条の規定の施行 スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 化石油ガス法第三十五条の四において準用する (以下「液化石油ガス法」という。) 第十条 (液 適

三第二項において準用する場合を含む。) 項(これらの規定を液化石油ガス法第八十条 液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三 の規

用しない。

法人若しくは合併により設立した法人について は、適用しない。 したときは、その者)若しくは合併後存続する 員の同意により事業を承継すべき相続人を選定 (相続人が二人以上ある場合において、その全 るその事業の全部を譲り受けた者又は相続人 渡し又は相続若しくは合併があった場合におけ 定は、第四条の規定の施行前に事業の全部の譲 (罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行法律の附則においてなお従前の例によることと 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 (政令への委任) 例による。

則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 節名並びに二款及び款名を加える改正規

(国等の事務)

百二条の規定

公布の日

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 の法律に規定するもののほか、この法律の施行

の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる それぞれの法律の相当規定によりされた処分等のそれぞれの法律の適用については、改正後の されている許可等の申請その他の行為(以下こ 規定については、当該各規定。以下この条及び の行為又は申請等の行為とみなす。 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを る行政事務を行うべき者が異なることとなるも の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 除き、この法律の施行の日以後における改正後 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 続がされていないものについては、この法律及らない事項で、この法律の施行の日前にその手 それぞれの法律の規定を適用する。 報告、届出、提出その他の手続をしなければな ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に に引き続き上級行政庁があるものとみなして、ついては、施行日以後においても、当該処分庁 であった行政庁とする あったものについての同法による不服申立てに (不服申立てに関する経過措置)

2 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 含む。)の規定により納付すべきであった手数 料については、この法律及びこれに基づく政令 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例 による。

(罰則に関する経過措置)

する罰則の適用については、なお従前の例によ第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対

(その他の経過措置の政令への委任)

|第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 に規定する第一号法定受託事務については、で

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 必要な措置を講ずるものとする。 2

号) 則 抄 (平成一一年八月六日法律第一二

(施行期日)

| 第一条 この法律は、平の各号に掲げる規定は、当| 第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

附則第八条、第二十三条、第五十一条及び

平成十二年四月一日 第六十六条の規定 公布の日 十九条、第四十四条及び第五十二条の規定 附則第二条、第十四条、第二十七条、第三

Ξ ス保安法第五十九条の九第六号、 第一条及び第二条の規定、第四条中高圧ガ 第五十九条

> 除く。) 平成十二年十月一日 条第七十二号及び第五条第一項の改正規定を 法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四 条、第五十三条から第六十五条まで、第六十 から第二十二条まで、第二十四条、第三十 条まで、第九条から第十三条まで、第十五条 七条及び第七十八条の規定(通商産業省設置 に第十一条の規定並びに附則第三条から第七 第三項及び第五十九条の三十の改正規定並 の二十八第一項第五号、第五十九条の二十

に関する法律の一部改正に伴う経過措置) (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

第十四条 第二条の規定による改正後の液化石油 第六十三条第二項において準用する場合を含 油ガス法第五十七条第一項(新液化石油ガス法 十七条第一項の規定による認定又は承認を受け 律(以下「新液化石油ガス法」という。)第四 ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 同様とする。 む。)の規定による業務規程の届出についても、 ても、その申請を行うことができる。新液化石 ようとする者は、第二条の規定の施行前にお

第十五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規 処分があるまでの間も、同様とする。 の申請を行った場合において、その申請に係る のとみなす。その者がその期間内に同項の認定 ガス法第四十七条第一項の認定を受けているも 油ガス法」という。)第三十九条の指定を受け 定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及 ている者は、第二条の規定の施行の日から起算 び取引の適正化に関する法律(以下「旧液化石 して六月を経過する日までの間は、新液化石油

化石油ガス法第五十九条の規定によりした命令 ガス法第七十九条の規定によりした命令は新液 定により届け出た業務の休廃止と、旧液化石油 務の休廃止は新液化石油ガス法第五十八条の規 務規程と、旧液化石油ガス法第七十四条の規定 その申請を行っている業務規程は新液化石油ガ 第七十三条第一項の規定による認可を受け又は 条の規定によりした届出と、旧液化石油ガス法 者についての旧液化石油ガス法第七十二条の 条第一項の認定を受けているものとみなされた ス法第五十七条第一項の規定により届け出た業 定によりした届出は新液化石油ガス法第五十六 と、旧液化石油ガス法第八十条の規定によりし による許可を受け又はその申請を行っている業 前項の規定により新液化石油ガス法第四十七 規

よりした命令と、それぞれみなす た命令は新液化石油ガス法第六十一条の規定に

第十六条 第二条の規定の施行の際現に旧液化石 あって新液化石油ガス法第二条第七項の液化石 油ガス法第二条第七項の液化石油ガス器具等で ス法第三十九条第二項第一号又は第四十六条第 移行液化石油ガス器具等について新液化石油ガ 行っている者は、当該承認若しくは申請に係る 係るものに限る。)を受け又はそれらの申請を 承認(それぞれ輸出用の液化石油ガス器具等に 合を含む。)若しくは第八十条の五ただし書の 項又は第八十条の四第二項において準用する場 だし書(旧液化石油ガス法第六十七条の四第二 ス法第三十九条ただし書、第六十二条第一項た ガス器具等」という。)について旧液化石油ガ 油ガス器具等であるもの(以下「移行液化石油 一項第一号の規定による届出を行ったものとみ 2

第十七条 第二条の規定の施行前にされた旧液化 前にされた旧液化石油ガス法第五十八条第一項 いてのこれらの処分については、なお従前の例 をするかどうかの処分がされていないものにつ 申請であって、第二条の規定の施行の際、承認 若しくは第六十七条の四第一項の型式の承認の 処分がされていないもの又は同条の規定の施行 二条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の 石油ガス法第四十条の検定の申請であって、第

格の判定については、なお従前の例による。 定がされていないものについての合格又は不合 第二条の規定の施行の際、合格又は不合格の判 次項において同じ。)の試験の申請であって、 七条の二第二項において準用する場合を含む。 ス法第六十条第一項(旧液化石油ガス法第六十 第二条の規定の施行前にされた旧液化石油ガ

法第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第 ことを証する書面を添えてする旧液化石油ガス とされた日から十日以内にその試験に合格した あって当該試験に合格とされたものがその合格 例によることとされた試験の申請を行った者で の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の は第六十七条の四第一項の規定の例による型式 する旧液化石油ガス法第五十八条第一項若しく その試験に合格したことを証する書面を添えて た者が第二条の規定の施行の日から十日以内に ス法第六十条第一項の試験について合格とされ 第二条の規定の施行前にされた旧液化石油ガ

一項の規定の例による型式の承認の申請につい ての処分については、なお従前の例による。

第十八条 第二条の規定の施行の際現に移行液化 の間は、新液化石油ガス法第四十八条の規定に 法第四十一条又は第六十三条の規定による表示 より付された表示とみなす。 内において政令で定める期間を経過する日まで 液化石油ガス器具等ごとに五年を超えない範囲 は、第二条の規定の施行の日から起算して移行 石油ガス器具等に付されている旧液化石油ガス

る旧液化石油ガス法第六十三条の規定による表 油ガス法第六十七条の四第二項において準用す の例によることとされる場合のほか、旧液化石 にかかわらず、なお従前の例による。 油ガス法第三十九条第一項及び第四十条の規定 定める期間を経過する日までの間は、新液化石 等ごとに五年を超えない範囲内において政令で 行の日から起算して移行特定液化石油ガス器具 等」という。)については、第二条の規定の施 であるもの(以下「移行特定液化石油ガス器具 ガス法第二条第八項の特定液化石油ガス器具等 第一種液化石油ガス器具等であって新液化石油 示を付された旧液化石油ガス法第二条第八項の 附則第二十一条第二項の規定によりなお従前

液化石油ガス法第二条第八項の第二種液化石油第十九条 第二条の規定の施行前に製造された旧 第二十条 第二条の規定の施行の際現に移行液化 を行ったものとみなす。 る者を除く。)を含む。)は、当該承認又は申請 申請を行っている者(旧液化石油ガス法第六十 新液化石油ガス法第三十九条第一項の規定(こ ガス器具等であって、新液化石油ガス法第二条 新液化石油ガス法第四十一条の規定による届出 七条の四第一項の型式の承認の申請を行ってい を行っている者(附則第十七条第三項の承認の 法第五十八条第一項の承認を受け又はその申請 石油ガス器具等の型式について旧液化石油ガス の規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。 ガス器具等ごとに五年を超えない範囲内におい 定の施行の日から起算して移行第二種液化石油 ス器具等」という。)については、第二条の規 (以下この条において「移行第二種液化石油ガ 第七項の液化石油ガス器具等に該当するもの に係る型式の移行液化石油ガス器具等について て政令で定める期間を経過する日までの間は、

第二十一条 第二条の規定の施行の際現に移行特 定液化石油ガス器具等について旧液化石油ガス

> ガス法第六十一条第一項の政令で定める期間を 場合には、当該承認を受けた日から旧液化石油 型式の移行特定液化石油ガス器具等を製造した 法第五十八条第一項の型式の承認を受けている とみなす。 承認を受けた者を含む。)は、その承認に係る 第一項の型式の承認の申請を除く。)について 承認の申請(旧液化石油ガス法第六十七条の四 十七条第一項の規定による義務を履行したもの によりなお従前の例によることとされた型式の 経過する日までの間は、新液化石油ガス法第四 (附則第十七条第一項若しくは第三項の規定

2 条第一項及び第四十条の規定にかかわらず、 早い日までの間は、新液化石油ガス法第三十九 三項の規定によりなお従前の例によることとさ る型式の承認(附則第十七条第一項若しくは第 お従前の例による。 項の政令で定める期間を経過する日のいずれか ら旧液化石油ガス法第六十七条の四第二項にお で定める期間を経過する日又は当該承認の日か 油ガス器具等に係る附則第十八条第二項の政令 定の施行の日から起算して当該移行特定液化石 器具等の販売又は表示については、第二条の規 限る。)を含む。)に係る移行特定液化石油ガス 化石油ガス法第六十七条の四第一項の規定によ いて準用する旧液化石油ガス法第六十一条第一 十七条の二の外国登録製造事業者に係るものに れて受けた型式の承認(旧液化石油ガス法第六 第二条の規定の施行の際現に受けている旧液 な

第二十二条 第二条の規定の施行前に旧液化石油 証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成う。)」とあるのは「通商産業省関係の基準・認 ものとみなす。この場合において、これらの者 油ガス法第四十一条の規定による届出を行った 属する型式」という。)」と、新液化石油ガス法 単に「届出に係る構造の液化石油ガス器具等の 構造の液化石油ガス器具等の属する型式(以下 は第八十条の三第一項の規定による届出に係る 改正前の液化石油ガス法第八十条の二第一項又 係る型式(以下単に「届出に係る型式」とい 油ガス法第四十条中「同条の規定による届出に 五条第二号の規定の適用については、新液化石 六条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十 についての新液化石油ガス法第四十条、第四十 ガス法第八十条の二第一項又は第八十条の三第 十一年法律第百二十一号)第二条の規定による 項の規定による届出を行った者は、新液化石

> 属する型式」とする。 のは「届出に係る構造の液化石油ガス器具等の 第六十五条第二号中「届出に係る型式」とある 第四十六条第一項、第四十八条、第五十条及び

第二十三条 新液化石油ガス法第二条第八項の 令の制定に係る公聴会は、第二条の規定の施行 前においても、行うことができる。

第二十四条 旧液化石油ガス法の規定に基づき高 査法による審査請求については、 業務に係る処分又は不作為に関する行政不服審 圧ガス保安協会又は指定検定機関の行う検定の による。 なお従前の例

(処分等の効力)

第六十八条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 後のそれぞれの法律の規定に相当の規定がある 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 規定については、当該各規定)の施行前に改正 き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によ ものは、この附則に別段の定めがあるものを除 てした処分、手続その他の行為であって、改正 む。以下この条において同じ。)の規定によっ ってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十九条 この法律 (附則第一条各号に掲げる お従前の例によることとされる場合におけるこ お効力を有することとされる旧消費生活用製品 安全協会については附則第十条の規定によりな 規定については、当該各規定)の施行前(製品 の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 効前)にした行為及びこの附則の規定によりな することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失 安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会につ については、なお従前の例による。 いては附則第三十条の規定によりなお効力を有

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四 する経過措置を含む。) は、政令で定める。 の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関 条から前条までに定めるもののほか、この法律 (平成一一年一二月八日法律第一

(施行期日)

抄

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に

の適用については、次に掲げる改正規定を除びその保佐人に関するこの法律による改正規定 より従前の例によることとされる準禁治産者及 、なお従前の例による。

から二十五まで

の適用については、なお従前の例による。 条 この法律の施行前にした行為に対する罰 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日) 一六〇号)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日 2

附則 二〇四号) (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

行する。ただし、附則第八条から第十九条まで第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施 囲内において政令で定める日から施行する。 の規定は、同日から起算して六月を超えない範 (罰則に関する経過措置)

第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九 第二十条 この法律の施行前にした行為に対する 他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政のほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもの 罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

令で定める

附 号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

(平成十二年法律第九十号) 平成十二年法律第九十号)の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

附 則 抄 (平成一五年六月一一日法律第七

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施 該各号に定める日から施行する。

> 条第一項及び第九条第一項の規定 附則第三条第一項、第四条第一項、第五条 附則第十三条の規定 公布の日 項、第六条第一項、第七条第一項、第八 平成十五

に関する法律の一部改正に伴う経過措置) (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

第五条 第四条の規定による改正後の液化石油ガ 律の施行前においても、その申請を行うことが条第一項の登録を受けようとする者は、この法 の届出についても、同様とする。 準用する場合を含む。)の規定による業務規程 できる。新液化石油ガス法第五十七条第一項 (新液化石油ガス法第六十三条第二項において (以下「新液化石油ガス法」という。) 第四十七 スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

認の有効期間の残存期間とする。 この場合において、当該登録の有効期間は、旧 認を受けている者は、新液化石油ガス法第四十 法」という。) 第四十七条第一項の認定又は承 適正化に関する法律(以下「旧液化石油ガス 改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の (処分等の効力) 液化石油ガス法第四十七条第一項の認定又は承 七条第一項の登録を受けているものとみなす。 この法律の施行の際現に第四条の規定による

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以 処分、手続その他の行為であって、改正後のそ 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によって れぞれの法律の規定に相当の規定があるもの 定については、当該規定)の施行前に改正前の は、この附則に別段の定めがあるものを除き、 下この条において同じ。)の規定によってした たものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 罰則の適用については、なお従前の例による。 定によりなお従前の例によることとされる場合 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定については、当該規定。以下この条において におけるこの法律の施行後にした行為に対する (政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもの 措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政のほか、この法律の施行に関し必要となる経過 令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九

よる改正前の高圧ガス保安法第七十五条の

定、附則第五条の規定による改正前のガス事業

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十七年四月一日 該各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 Iから施

第九条第五項、第十二条から第十四条まで、三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、 項」に改める部分に限る。)、第五十二条及び 十条(「第二条第十二項」を「第二条第十三 第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五 (平成一六年六月九日法律第九四

規定は公布の日から、附則第四条第一項から第一年 この法律は、平成十七年四月一日から施 並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条 施行する。 (施行期日)

(処分等に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞ それぞれの法律の相当の規定によってしたもの附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の 条において同じ。)の規定によってした処分、 れの法律(これに基づく命令を含む。以下この の法律の規定に相当の規定があるものは、この 手続その他の行為であって、改正後のそれぞれ とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ る。

(政令委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第二十八条 この附則に定めるもののほか、この める。

三号) 則 (平成一七年六月二九日法律第七

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 は、公布の日から施行する。施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定

第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類 取締法第五十三条の規定、 (火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置) 附則第四条の規定に

> る手続を実施したものとみなす。 の意見を聴いたときは、新法の適用について 条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九 前条の規定による改正前の液化石油ガスの保安 改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は は、それぞれ新法第三十九条第一項の規定によ 法第四十八条の規定、附則第六条の規定による

七号)抄 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、会社法の施行の日から施 だけす

号) 附 則 抄 (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、 一般社団・財団法人法の施行の

附 0号) 則 抄 (平成二三年六月二二日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律立性を高めるための改革の推進を図るための関 施行する。ただし、次条の規定は公布の日 のいずれか遅い日から施行する。 第百五号) の公布の日又はこの法律の公布の日 ら、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自

四号) 附 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

附則 〇五号) (平成二三年八月三〇日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 た

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並 年法律第百号)の項、都市再開発法 第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三 八条の改正規定に限る。)、第十四条 びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律 十四年法律第三十八号)の項、 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十 環境基本法 (昭 和 (地方自 兀

(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市

第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条 第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。) 第十八条から第二十一条まで、第二十七条、 及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第 条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三 改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二 項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の 定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一 立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規 の改正規定に限る。)、第五十四条 (障害者自 の患者に対する医療に関する法律第六十四条 る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限 (職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条 四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二 八及び第二十四条の三十六の改正規定に限 の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十 祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の七条から第十九条まで、第二十二条(児童福 第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十 えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律法律第四十九号)の項及びマンションの建替 災街区の整備の促進に関する法律(平成九年 律第六十七号)の項、密集市街地における防 給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法 項、大都市地域における住宅及び住宅地の供 る法律(昭和四十七年法律第六十六号)の 三十八号)の項、 別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第 法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに 圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及 の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近畿 十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び 正規定を除く。)、第百七条、第百八条、第百 定に限る。)、第百二条 (道路整備特別措置法 百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規 会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十 十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条 (流通業務市街地の整備に関する法律第三条 十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第 十九条から第三十三条まで、第三十四条(社 条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三 第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改 地における防災街区の整備の促進に関する 公有地の拡大の推進に関す

災街区の整備の促進に関する法律第二十条、く。)、第百四十九条(密集市街地における防 び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十 致の維持及び向上に関する法律第二十四条及 る。)、第百六十五条(地域における歴史的風 六条第二項及び第五十六条の改正規定に限 る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十 者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す 条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢 分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三 第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部 別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項 に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特 る。)、第百六十条(地域における多様な需要 十八条(景観法第五十七条の改正規定に限 の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五 ンの建替えの円滑化等に関する法律第百二条 改正規定に限る。)、第百五十六条(マンショ 三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五 第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十 第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、 置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除 五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措 二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十 に関する法律第十八条及び第二十一条から第 地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進 規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市 六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正 措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第 る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 を除く。)、第百三十一条(大都市地域におけ 市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定 九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都 十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第 び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二 で、第六十六条、第九十八条、第九十九条の 七条の七まで、第六十条から第六十二条ま 百二十一条(都市再開発法第七条の四から第 及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第 十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条 二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第 条、第十条の二から第十二条の二まで、第十 八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及 び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条 (都市計画法第六条の二、第七条の二、 一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第 (都市再生特別措置法第五十一条第四項の 第八

> 第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項 第三十四条及び第三十五条の改正規定に限第四項」に改める部分を除く。)並びに同法 の規定 平成二十四年四月一日 条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、 の多様性の保全のための活動の促進等に関す ら第百七条まで、第百十二条、第百十七条 条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定 を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二 ら第三項まで、第七十四条から第七十六条ま 九条まで、第七十一条、第七十二条第一項か 条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四 項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条 規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」 条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正 改正規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣 条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の 九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃 る法律(平成二十二年法律第七十二号)第四 百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定 項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五 で、第七十八条、第八十条第一項及び第三 十八条、第五十九条、第六十一条から第六十 項、第四十七条から第四十九条まで、第五十 で、第三十条から第三十二条まで、第三十八 二十六条、第二十七条第一項から第三項ま から第二十四条まで、第二十五条第一項、第 る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条 に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四 の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五 に関する法律第二十一条の改正規定に限る。) (地域における多様な主体の連携による生物 に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条か 一条から第五十三条まで、第五十五条、第五 第百七十四条、第百七十八条、第百八十二

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条におい る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一二二号) (平成二三年一二月一四日法律第

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。
- の規定 附 則 公布の日 (平成二四年六月二七日法律第四

附則第六条、第八条、第九条及び第十三条

抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。
- (罰則の適用に関する経過措置) 十四条及び第八十七条の規定 。)、第五条、第六条、第十四条第一項、 係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第七条第一項(両議院の同意を得ることに 公布の日 第三
- 第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお る罰則の適用については、なお従前の例によ て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 0)

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

四号) 則 抄 (平成二五年六月一四日法律第四

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 対する罰則の適用については、なお従前の例に にあっては、当該規定)の施行前にした行為に よる。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則) に関す

九号) 附 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前 (訴訟に関する経過措置)

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す の他の行為を経た後でなければ提起できないと他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 される場合にあっては、当該他の不服申立てを すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるものの 規定による改正後の法律の規定により審査請求された処分その他の行為であって、この法律の に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え される場合を含む。) により異議申立てが提起 (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

3 施行前に提起されたものについては、なお従前他の行為の取消しの訴えであって、この法律の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

か、この法律の施行に関し必要な経過措置 附則第五条から前条までに定めるものの

る日

(罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で定

七号) 則 抄 (平成二七年六月二四日法律第四

附

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

五. 号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登 第七十八条第一項から第六項まで及び第七十 条から第十五条まで、第十七条、第二十条、 除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二 六月を超えない範囲内において政令で定め 九十七条の規定 公布の日から起算して二年 びに附則第九十条から第九十五条まで及び第 第三号イの改正規定(「発電量調整供給」を 税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条 七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進 同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十 録免許税法別表第一第百一号の改正規定及び 号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二 三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四 九条から第八十二条までの規定、附則第八十 条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則 号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中 第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条 く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条 第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七 第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一 ら第三十一条まで、第三十三条、第三十四 第二十八条(第五項を除く。)、第二十九条か 第二十三条から第二十五条まで、第二十七条 第二十一条、第二十二条 (第六項を除く。)、 「電力量調整供給」に改める部分に限る。) 並 に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八 (第四号から第六号までに係る部分に限る。) (第四号から第六号までに係る部分に限る。)、 (附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を 第三十八条、第四十一条(第四項を除 第二十五条、第二十八条第一項及び第二 第三十六条(附則第二十二条第一項及び 第二十九条第一項、第三十条第一項及び

(施行期日) 号

則

(令和元年五月三一日法律第一六

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

から施行 当該 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

条まで、第六十八条及び第八十条の規定 に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出七条」を「第五十七条第一項」に改める部分 掲げる部分を除く。) 及び同法別表第五の改 条の規定並びに附則第三条、第七条から第九 別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七 第六条までにおいて「番号利用法」という。) の利用等に関する法律(以下この条から附則 続における特定の個人を識別するための番号 部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に 託者等」を「利用者証明検証者等」に改める 見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受 る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十 三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係 を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第 項第十一号に係る部分(「第五十七条」を 項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同 ム機構の認証業務に関する法律第十七条第三 中電子署名等に係る地方公共団体情報システ 正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条 を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に 同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分 の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、 のように加える部分に限る。)、同法別表第二 五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次 しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の 「第五十七条第一項」に改める部分に限る。) 一項を加える部分を除く。)、第四条中行政手 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規 (同表の五十七の四の項を同表の五十七の 公

(罰則に関する経過措置)

|第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 にあっては、当該規定。附則第九条第二項にお いて同じ。)の施行前にした行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律 過措置を含む。)は、 の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 政令で定める。

(検討)

2 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 討を加え、必要があると認めるときは、その結 正後のそれぞれの法律の施行の状況について検 の施行後三年を目途として、この法律による改 政府は、 前項に定めるもののほか、この法律

号 則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 する。 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

及び第六条の規定 公布の日 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条 律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 第四十条、第五十九条、第六十一条、 第百 第

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ については、なお従前の例による。 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条 に限る。) に基づき行われた行政庁の処分その 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 ては、当該規定。以下この条及び次条において (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十 る その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ 人であることを理由に制限する旨の規定につい て、この法律の公布後一年以内を目途として検

則 (令和二年六月一二日法律第四九

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。 から施行

三十一条の前に見出しを付する改正規定、同規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正 第九条から第十二条まで及び第二十八条の規 る部分に限る。) 及び同法附則第二十三条第 法律附則第十六条第四項の改正規定(「第六 規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並同法第百二十条第四号の改正規定、第五条の 規定、同法第百十九条第九号の改正規定及び る改正規定、同節第五款に一条を加える改正 節第六款中第三十四条を第三十四条の二とす 条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第 条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七 第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七 を「第三十四条の二」に改める部分に限る。) 三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」 気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給 三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、 びに第六条中電気事業法等の一部を改正する 命令等」を「災害等への対応」に、「第三十 十六条の十一」を「第六十六条の十」に改め 款の款名の改正規定、同法第二十八条の改 同法第二十六条の次に二条を加える改正規 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電 同法第二十七条第一項の改正規定、同法 公布の日 2

号) 抄 (令和四年五月二〇日法律第四四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 を経過した日から施行する。ただし、次の各号 する。

びに次条及び附則第六条の規定 第三条及び第七条から第九条までの規定並 公布の日

三 第一条 (地方自治法第二百六十条の十八第 次に一条を加える改正規定及び同法第二百六 三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の 和五年四月一日 十条の二十八第一項の改正規定を除く。)及 第十条の規定並びに附則第三条の規定 令 1

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 【関する法律の一部改正に伴う経過措置)

う。)前に第十条の規定による改正前の液化石 という。)の適用については、新液化石油ガス た登録等の処分その他の行為(以下この項にお 法律(以下この条において「旧液化石油ガス 日(以下この条において「第三号施行日」とい の行為とみなす。 の行為又は指定都市の長に対してされた申請等 法の相当規定により指定都市の長がした処分等 律(以下この条において「新液化石油ガス法」 ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の おいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき 等の申請その他の行為(以下この項において げる規定の施行の際現に旧液化石油ガス法の規 法」という。)の規定により都道府県知事がし 油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する における第十条の規定による改正後の液化石油 いう。)の長となるものは、第三号施行日以後 指定都市(以下この条において「指定都市」と 「申請等の行為」という。)で、第三号施行日に 定により都道府県知事に対してされている登録 いて「処分等の行為」という。)又は同号に掲

ならない事項についてその手続がされていない より都道府県知事に対し、届出その他の手続を ものとみなして、新液化石油ガス法の規定を適 市の長に対して届出その他の手続をしなければ を、新液化石油ガス法の相当規定により指定都 その手続がされていないものについては、これ 用する。 しなければならない事項で、第三号施行日前に 第三号施行日前に旧液化石油ガス法の規定に

(罰則に関する経過措置)

|第六条||附則第二条から前条までに規定するもの |第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (政令への委任)

は、政令で定める。 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (罰則に関する経過措置) 条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日 第一条及び第二条の規定並びに附則第七

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律 過措置を含む。)は、 の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 政令で定める。

第五百九条の規定 公布の日 (令和四年六月二二日法律第七四

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日

は、当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略 律の施行の日から起算して三年を経過した日改正規定並びに附則第十七条の規定 この法 四十九号)第三十七条の六第一項ただし書の 適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百 四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の 条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十 第二条の規定並びに次条並びに附則第三 (令和五年六月一六日法律第六三

を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日) 号 附

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)